

平成28年第4回士別市議会定例会会議録（第2号）

平成28年12月13日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時45分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中峰寿彰君
市民部長	法邑和浩君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	藤森裕悦君	市立病院事務局長	加藤浩美君
教育委員会 委員長	五十嵐紀子君	教育委員会 委員長	安川登志男君

教育委員会
生涯学習部 会長

村上正俊君

農業委員会
会長

松川英一君

農業委員会
事務局 会長

金章君

監査委員

吉田博行君

監査委員
局長

竹内雅彦君

事務局出席者

議会事務局長

浅利知充君

議会事務局
議総務課 局長

岡崎浩章君

議会事務局
議総務課 主任

前畑美香君

議会事務局
議総務課 主任

粕谷幸広君

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(浅利知充君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。10番 山居忠彰議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は10名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

1番 谷口隆徳議員。

○1番(谷口隆徳君)(登壇) おはようございます。

今年の秋は、年初からの天候不順や台風などがありましたが、農業関係者は出来秋を期待しておりました。しかしながら、10月末の降雪が根雪になり、畑作の取り入れも十分に行われないうところも出ました。とりわけ、甜菜や大豆など雪の下になった状況で大きな被害が出ているところでもあります。行政報告にもありましたように、多くの被害農家を抱えている地域でもありますので大変心配をしているところでもあります。今後においては、早急な救済、共済措置などの対策が求められるところでもあります。

それでは、第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

北海道命名150年記念事業への取り組みについてお伺いをいたします。

道では、2018年、平成30年に本道が北海道と命名されてから150年目を迎えることから記念事業を実施するとされ、本年度に事業実施についての検討及びPRツールの作成についての予算がつけられました。事業実施に向けた取り組みがなされております。

北海道の命名は、皆様方のお手元に資料として配付しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

明治2年、1869年、新政府開拓判官に任じられた松浦武四郎は、道名の義につき意見書を提出して、日高見道、北加伊道、海北道、海島道、東北道、千島道の6つの候補を挙げ、その中から北加伊道が採用されたとされております。その後、「加伊」の「加える」と「伊藤さんの伊」でありますけれども、それが「海」となり、現在の北海道の名が誕生したことから、武四

郎が北海道の名づけ親だとされているのであります。

特に本市は、天塩川の源流に位置し、天塩川流域を中心として北海道探検を行った松浦武四郎の足跡など、多くの歴史遺産を有している地域でもあります。武四郎にまつわる天塩川流域での探検の史実や研究等では本市にかかわっている部分も多くあり、士別市史及び朝日町史には、松浦武四郎が安政4年旧暦6月に天塩川を調査したときニシパコロの家に宿泊したことが天塩川日誌に記されております。また、ニシパコロは九十九山の裏にある現在の中士別ゼロ線付近に居住していたアイヌの酋長であったと記されておりますし、天塩川を上って朝日町地域まで足を踏み入れているとされております。

先般、音威子府には高橋知事の揮毫による北海道命名の碑も建てられており、また、知事が訪問したと報道されております。本市にもゆかりの深い松浦武四郎にまつわる北海道開拓及び150年について、道の事業などとあわせて本市においても記念事業などの取り組みをすべきだと思います。

史跡や武四郎の足跡について、天塩川流域の市町村との関係では現在どのような状況なのか。天塩川流域の探検の歴史的遺産など、今後の広域周遊観光の重要な要素の一つとして整備するなど観光資源となるのではないかと思います。これらについて、近隣市町村と150年事業実施に向けて協議するなど検討をすべきだと思いますが、お尋ねいたします。

また、開道100年のときには本市ではどのような取り組みや事業を行ったのか、あわせてお尋ねいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

谷口議員の御質問にお答えいたします。

平成30年は、北海道命名から150年の節目を迎えるとともに、北海道の名づけ親である松浦武四郎の生誕200年を迎える年となります。松浦武四郎にかかわって、本市では天塩川踏査から150年の節目となった平成19年には、市立博物館が主体となって士別郷土研究会との連携のもと、武四郎に関する特別企画展を初め、本市から天塩町までの史跡や標柱をめぐるバスツアーや国立民族学博物館の講師を招いた講演会などを行いました。ほかにも、この間、博物館での企画展や講座を開催するなど広くその偉業を紹介してきたところです。

一方、昭和43年の開道100年を記念した取り組みとして本市においてもさまざまな事業を実施したところであり、1つには、青少年健全育成のための施設整備に向けた北海道の記念事業を活用し、つくも青少年の家を建設しました。また、市民公募によってナナカマドを市の木として制定し、全市で記念植樹を実施するとともに、記念の市民体育大会や国体軟式野球の北海道予選会を開催したところです。

北海道における開道100年の記念式典には、同年9月2日に天皇皇后両陛下をお迎えし、札幌市円山陸上競技場を会場に挙行されました。この式典では道内の全市町村の旗を持ち寄ることとされ、当時、市旗が制定されていなかった旧士別市では、図案を市民から募集し市旗を制

定したほか、旧朝日町でも町旗を製作しました。

このたびの開道150年を記念する取り組みについて、北海道では北海道市長会や経済団体などで構成する北海道150年道民検討会議を組織し、松浦武四郎をキーパーソンに位置づけた記念事業の基本方針を示しています。現時点で示されている事業としては、実行委員会形式の記念セレモニーを初め、道民や民間企業、市町村など多様な主体による独自の記念事業に対して支援を行う北海道みらい事業、北海道による人材育成事業などの関連推進施策が予定されています。

こうした中で去る8月3日、武四郎生誕の地である三重県松阪市の竹上市長が来道され、生誕200年記念事業の相互連携について高橋はるみ知事との意見交換が行われました。更に翌日、竹上市長は音威子府村の北海道命名の地や美深町の武四郎踏査の地の碑など武四郎ゆかりの地を訪れた後、天塩川流域11市町村で構成するテッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会の懇話会に出席されたところであり、記念の取り組みに向けて各市町村長などとの意見交換が行われました。意見交換では、より多くの人々に武四郎を知ってもらうためのテレビドラマ化や武四郎生誕の地を訪ねるツアーの実施、天塩川カヌー下りスペシャル大会の開催などについても話し合われたところです。

また、竹上市長は翌日には本市を訪れ、市内3カ所の史跡をめぐられた後、私を訪ねてこられ、テレビドラマ化や松阪市と本市の特産品を組み合わせたふるさと納税の武四郎セットの企画などについて懇談したところでもあります。特にテレビドラマ化にかかわっては竹上市長と高橋知事との会談でも協議された中、知事は前向きな意向を示されたようであり、北海道みらい事業における武四郎関連事業として映画化や舞台化なども含め検討が進められています。あわせて、賑わい創出協議会においても、その実現に向けて取り組んでいくことを確認しており、本市としても積極的にかかわっていく考えです。

ほかにも、この協議会や上川総合振興局では武四郎にかかわる事業の実施を検討しているところであり、当面、明年2月、協議会による武四郎をテーマとした天塩川フォーラムが本市で開催される予定です。本市としても、記念となる年に向けて、流域自治体の連携による武四郎と天塩川をテーマとする巡回企画展や専門家などによる講演会の開催について提案しているところです。

天塩川流域には武四郎が踏査した主要な場所に案内板や石像、歌碑などが設置されており、これらの史跡を訪ねる方もいることから、谷口議員御提言のとおり、観光資源としての活用も可能性があるものと考えます。このような中で、今年2月には上川総合振興局によって武四郎への理解や天塩川への親しみを深めてもらうためパンフレットが作成されたところであり、これまでも、さまざまな資料が作成されています。これらの活用も含め、地域自治体の流域自治体の連携を深めながら、武四郎の足跡と天塩川の魅力を観光資源として生かしていく取り組みを推進してまいります。

以上申し上げ答弁いたします。 (降壇)

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 今、市長から答弁がございましたけれども、絶好の150年という機会がございますので、テレビドラマ化、劇化、それから特に周遊観光、観光資源として非常に有望ではないかというふうに思います。それで、できれば特定して周遊観光のルートというものを設定していただければありがたいなというふうに思いますが、実は、今、朝日町の資料館でも、武四郎が流域に上がったというところで、朝日町の地域から天塩岳が望めるところで一応休憩したというふうな史実も残っているらしいんでありますけれども、あわせて広域周遊観光のルート策定についてどのように考えているか、ちょっとそれだけ教えていただけますか。

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 谷口議員の再質問にお答えいたします。

基本的な事項については市長がただいま答弁で申し上げたとおりでありますし、その中で観光資源としての可能性というものもある。既に、先ほど答弁でもありましたように以前にも周遊というような形で、これは武四郎に関心を抱く方が中心でありましたが、さまざまな観光のスタイルもありますので、そんな中で今お話にありました朝日での研究の部分もあわせて、これまでの市碑等々とうとういったふうな連動ができるのか。また、これは先ほど来申し上げているとおり、天塩川流域としての位置づけというものも必要になってくるんだと思いますので、今回のこの生誕200年、開道150年という締め年を迎えるに当たって、更にそういった研究の部分とも連動させながら検討していくことで考えたいと思います。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 児童の虐待にかかわる法及び支援についてお伺いいたします。

厚生労働省の速報値によりますと、平成27年度に児童相談所全国208カ所で対応した児童虐待相談件数は10万3,260件であったとされております。ちなみに、26年度は8万8,931件で、27年度の数値は平成2年度から統計を取り始めてから最も多い数であり、年々増加の傾向にあるとされております。

増加の傾向は、発見通知が促進されたこと、子供虐待の社会的関心が深まったこと、また、法律の改正によって、虐待を受けた児童から虐待を受けたと思われる児童に拡大されたことも増加の原因とされ、また、数字にあらわれている件数は、実態をあらわしているものではなく、数年以上前から虐待の事実があるなど当該年度で把握されていない虐待も存在していることにもなるために、なかなかその実数をつかむのは難しいところであります。

また、相談経路は、警察などや近隣知人、家族、学校からの通報が多くなっているとされております。

先般も堺市で発生した両親による子供虐待及び殺人事件について大きく報道されましたが、発端は児童手当の支給の問題から明るみに出たところではありますが、このように同じような虐待の事件は後を絶たない状況であります。いつもこのような事件で思いますことは、制度や機

関の設置だけでは、なかなかその実態がわかりにくい状況であります。行政機関の窓口が早目に何らかの踏み込んだ措置ができなかったのかという思いであります。事件が起きて特に思うことでもあります。

特に児童・生徒にかかわる事項については、潜在している子供への虐待を常に念頭に置いた実態把握に目を向けていく対応が重要であります。本市における子供への虐待等の状況について、また実態把握をどのように行っているのかお尋ねをいたします。

本市の子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援として、1つには地域における子育て家庭への支援、2つには世帯の状況に合わせた支援が大きな柱として打ち出されております。この2つ目の中には、児童虐待防止対策の推進、ひとり親家庭など自立支援の推進、障害児支援施策の充実、いじめ問題等、不登校児童・生徒に対する指導体制の充実がその取り組みとして掲げられております。

虐待防止については虐待防止ネットワークの充実を施策として上げられ、各関係機関の連携、ネットワーク体制が進められてきていると思いますが、虐待は子供の権利侵害でも最も重いものであります。子供の成長や発達を長期にわたって脅かすものであります。施策にもありますが、虐待そのものを防止していくことが重要であると考えます。近隣知人がおせっかいをやくというような対応が求められているところでもあります。現状での児童虐待発生防止の対策について伺いをいたします。

また、ここでは児童虐待について伺いますが、老人に対する虐待も増加傾向にあると言われており、全市的に実効性のある虐待防止対策をすべきだと考えます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、本市における虐待などの状況及び実態把握についてです。

谷口議員お話のとおり、児童虐待の相談件数については、近年、全国的に増加傾向にあり、本市においても全国と同様の傾向が見受けられ、25年度の相談件数は延べ615件、26年度からは相談窓口を2人体制に強化したこともあり861件に増加し、27年度は866件と、個々の相談により丁寧なかかわりが可能となったことも増加の一要因と捉えているところであります。主な相談の内容につきましては、子供に対する暴力や子供の面前での家庭内暴力に関する相談、育児の不安やしつけ、不登校に関する相談などでありまして、27年度において虐待として取り扱った件数は18件となっております。

子供への虐待の実態把握については、御家庭からの相談を初め、日ごろから子供たちの生活状況を把握している保育所や学校のほか、新生児訪問や乳幼児健診などを実施している保健福祉センターからの相談や通報により行っております。子供たちの成長過程でかかわりのある保育士、保健師などの専門職が早い段階で虐待に気づき、支援が必要な家庭の把握に努めるなど、虐待の発生を予防する視点に立って対応をしているところであります。

次に、各関係機関の連携、ネットワーク体制についてですが、虐待や育児放棄の問題につい

ては、発見から状況把握、そして支援に至るまでの適切な対応が必要であり、虐待などの相談や通報があった場合は早急に事実確認を行うとともに、子供の身体的状況や親や子供の生活状況、過去の相談歴など、可能な限り情報を収集しております。ここで収集した情報をもとに、危険性、緊急性が高い事案と判断した場合には、速やかに警察や児童相談所への通報を行います。また、緊急を要しないまでも関係機関との連携が必要であると判断した場合は、児童相談所などの児童福祉機関、保健医療機関、教育機関などで構成する要保護児童対策地域協議会において個別ケース検討会議を開催して、支援に当たっての援助方針や各関係機関の役割分担、連携方法などを決定し、世帯に必要な支援を行っております。

要保護児童対策地域協議会においては、地域の関係機関などが子供やその家庭に関する援助方針を共有し、適切な連携、協力のもとで対応するため、要保護児童等の早期発見や迅速な支援の開始につながるなど、児童虐待の早期解決に向けては、この地域協議会の機能を生かすことが重要であると考えております。

市では毎年、地域協議会の代表者会議を開催して相談支援体制や連絡体制の確認を行い、各関係機関が同一の認識のもとで虐待から子供を守るネットワーク体制の充実と連携強化を図るとともに、これまで相談事案の少ない機関については、虐待が疑われる場合の初期の対応や通報がおくれることのないよう日ごろから虐待防止に対する情報の発信や相談機関の周知に努めているところであります。

次に、児童虐待防止の対策についてです。

具体的な取り組みの一つとして、児童虐待防止運動のシンボルマークであるオレンジリボンを活用した市民啓発運動により、虐待とは何か、更に子供の虐待をなくすことを呼びかけているほか、保育園などにおいては、日ごろの子供たちや保護者とかかわりの中から養育支援が必要な家庭を早期に発見してサポートするなど児童虐待の未然防止に取り組んでおります。

児童虐待は、子供の権利の重大な侵害に当たります。子供の最善の利益が実現される地域社会を目指し、今後も全ての子供たちを児童虐待から守り安心して健やかに生きる権利を保障するため、地域協議会のネットワーク体制の機能を十分に生かし、児童虐待防止への関心や理解を深めながら、子ども・子育て支援の取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 次に、不登校及びいじめなどの対策についてお伺いをいたします。

不登校やいじめについては過去にも同僚議員が一般質問などを行って、その対策についてただしてきたところであります。

本市では、平成25年2月、子どもの権利条例に関する条例を制定したことに伴い土別市いじめ防止基本方針が策定され、全市的に取り組み、教育現場や職場などでの実態把握や対策、また児童・生徒、更には親、学校を取り巻く市民、住民に対して啓発や防止対策、再発防止活動に取り組んできたところであります。しかしながら、現状では新聞報道などで伺いますと学校

など各地で頻発して起こり、また職場などでもいじめが起っているなど、社会全体に蔓延している状況が見受けられますことは憂慮すべきことであります。

本市の学校現場でのいじめ等についての実態はどうか。また、学校への調査をどのように行っているのかお尋ねいたします。

不登校は、児童・生徒によるいじめ、家庭環境、近年では貧困による状況等から、より複雑化している実情であります。また、職場等においては、男女、学歴、経歴、出身、身分、不法な労働環境による差別意識などがいじめの多くの原因と言われております。いずれにいたしましても、そこには根も葉もない差別的な感情、また独善的な考えなどからいじめが発生している現状に対して、学校での取り組みはもちろんのことでありますが、職場などでの取り組みも重要であると考えます。

本市の労働状況実態調査報告書において職場などでのいじめ問題の調査項目がないため、その実態がわかりませんが、何らかの報告などがあれば教えていただきたいと思っております。

今後の調査項目にいじめに関する項目も入れていくことについての見解を求めます。

本市の労働状況実態調査報告書ではセクシャルハラスメントの調査がなされており、調査していない企業は、27年度では全体の70.4%、26年度では73.1%、25年度では69.2%であり、調査している企業は3割程度となっているのが実態であります。また、周知や啓発をしていない割合は約4割、苦情相談窓口は6割の企業に設置されていない状況にあります。これらについても報告実績を上げて労働環境の整備に努めていくべきではないかと思っておりますが、今後の取り組みを伺います。

いずれにいたしましても、学校などの教育現場においては道徳教育が採用されており、これらの課題や問題に対して、児童・生徒に人間としての尊厳を守り命の大切さを教育的立場から教育していくのは当然と考えます。また、社会及び職場においても、職場環境を充実させ、労働環境を健全に保つためにも人権問題や差別問題に取り組むことの重要性を啓発し、取り組みを強化すべきだと考えますが、市及び教育委員会として今までの取り組み及び今後どのように取り組みを進めていくのかをお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問についてお答えいたします。

私から、初めに労働状況実態調査について及び職場に対する対策について答弁申し上げ、学校での実態把握について及び学校における対策につきましては教育委員会から答弁申し上げます。

本市の労働状況実態調査においては、議員お話のとおり、職場などでのいじめ問題に対する調査項目は設けていないため本市全体の実態については把握いたしておりません。そこで、北海道労働局が道内18カ所に設置している総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数のうち、いじめ、嫌がらせ、解雇などの相談が8,187件となっており、内容としては、いじめ、嫌がらせに関するものが5年連続トップで27.3%と最も多く、次いで退職、雇用となっており、職場

でのパワーハラスメント、いわゆるパラハラを含むいじめ、嫌がらせの問題は近年増加傾向にあるというふうに考えております。

会社には、労働者が快適に働けるように職場環境を管理する義務があります。平成20年に施行された労働契約法では安全配慮義務が明文化され、会社が職場でのいじめを放置していた場合、安全配慮義務違反に問われます。また、労働者のメンタルヘルスケアにも取り組まなければなりません。

本市においては問題解決のため労働相談所を設置し、労働相談委員や市職員が労働者や使用者の労働問題などについての相談に応じております。相談件数につきましては、過去3年間でいじめ、嫌がらせに関する相談はございませんでしたが、本年度におきまして1件のいじめやパワハラに関する相談があったところです。

このように本市で把握しているのは労働相談所における個別相談のみであり、企業内での実態が把握できておりませんので、本年度の労働状況実態調査から設問項目を新たに設け、職場内での周知、啓発の取り組み状況や苦情、相談窓口の設置など、いじめ、嫌がらせの防止に対する配慮について調査してまいりたいと考えており、労働相談に来られた方がより安心して相談ができる体制づくりに努めてまいりたいと考えているところです。

セクシャルハラスメント、いわゆるセクハラにつきましては、平成13年度の労働状況実態調査から調査を開始し実態把握に努めてまいりましたが、調査開始時に比べセクハラに対する意識が浸透してきてはいるものの、まだ十分ではないのが現状です。男女雇用機会均等法においては、職場におけるセクハラ対策について、雇用管理上、必要な対策をとることが事業主に義務づけられ、また、本市においては土別市男女共同参画推進条例でセクハラの禁止について明示しているところです。

いじめやセクハラによる影響で職場に居づらくなり、心の健康を害することにもつながり休職や退職に追い込まれるおそれもあることから、快適な職場環境の確保に向けて関係機関との連携を密にし、本市を含む各機関の労働相談など制度の周知徹底に努め、今後とも働く方々のよりよい環境づくりと企業の発展につながるよう、労働施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ答弁いたします。 (降壇)

○議長(丹 正臣君) 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長(村上正俊君) (登壇) 私から学校現場でのいじめなどの実態とその対策について答弁いたします。

まず、いじめに関して、学校では、日々、学校生活への児童・生徒の様子の変化や本市教育委員会における青少年相談、あるいは保護者からの日常的な教育相談により把握及び解決に向け取り組みを進めているところです。このような中、広域的で統一的な調査として、市内小学生、中学生、高校生全員に対するアンケート調査や保護者への聞き取りを実施しております。本調査の趣旨は、各学校におけるいじめの問題の実態把握、認知したいじめに対する対応状況

及びいじめの問題への取り組み状況について把握し、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解消の取り組みを一層充実させることであります。

具体的には、例年5月ころに第1回目の調査として、全道統一の調査項目により、いじめられたことがあるかどうかを本人や保護者から聞き取って実態把握に努め、10月ころに再度アンケート調査を実施しております。アンケートの調査票は7つの質問項目で構成しており、小学生から高校生まで基本的に同じ内容で、「いじめられたことがあるか」の質問で始まり、「どんないじめを受けたか」や「いじめられたとき誰に相談するか」などとなっております。調査については原則として児童・生徒の名前を記入させない無記名式ですが、各学校の判断により、記名式や、記名とするか無記名とするかを回答者が選択することができる方法により行われております。

次に、学校への調査に関しては、児童・生徒のアンケート調査結果を精査し、いじめの問題への対応状況の調査やいじめを受けた児童・生徒の状況及び対応についての調査、また通報や調査等によりいじめを受けていると思われるものについての調査により、7月、10月、12月の年3回報告を受けているところです。

そこで学校現場でのいじめなどの本市の実情については、本年度10月の各学校からの報告では小学校で1件、中学校で3件となっております。まず、いじめ発見のきっかけは、当該児童・生徒の保護者からの訴えが1件のほかは、全てアンケート調査など学校の取り組みにより発見されています。また、いじめられた児童・生徒の相談の状況は、全てが学級担任に相談し、学級担任以外の教職員や家族、友人への相談も見受けられました。

次に、いじめる児童・生徒への対応では、学級担任やそのほかの教職員らにより、いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導が全てにおいて行われております。

次に、いじめられた児童・生徒への対応では、教職員による継続的な面談や家庭訪問の実施のほか、解決するまで学校内の相談室などでの対応も1件ありましたが、いずれのケースも現在はいじめは解消しているところです。

教育委員会としては、いじめは最大の人権侵害であると捉えております。折しも先週4日から10日までの間は人権週間であり、世界人権宣言の第1条には、全ての人間は生まれながらにして自由であり尊厳と権利において平等であるとされていることから、子供たちには周りの人を思いやる心を持ち、周りの人を大切にすることは何より自分自身を大切にすることにつながることに気づいてもらえるよう願うところであります。

本市教育大綱の基本理念においても、人に優しく、自分を大切にし、夢の実現に向かって進む豊かな人格を養うことを目指し、6項目の学校教育施策の方向性の一つとして、相手の意見を尊重し、いじめ等の人権侵害を許さない、人を大切にすることを掲げ学校教育行政を推進しております。

以上申し上げ答弁いたします。 (降壇)

○議長 (丹 正臣君) 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 合宿誘致対策等についてお伺いをいたします。

リオオリンピック・パラリンピックは終わりました4カ月なろうとしています、いまだに日本選手が活躍したシーンが思い出されてきます。更に今後、本市での合宿を通じて、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向かってリオオリンピック・パラリンピックに出場した選手たちが来市され、合宿練習に一生懸命取り組んでいる姿を間近に見られますことは、子供たちや私たち市民にとっても貴重な体験であります。

日本陸上界の一流選手やウエイトリフティングのナショナルチームの練習、また特に、このたびリオパラリンピックに出場して銅メダルを獲得した北海道ビッグディッパーズの池崎大輔選手を中心としたチームの士別での合宿が行われましたことは、本市がスポーツ合宿の里事業としてまちづくりを推進している上で大変喜ばしいことであり、市民一丸となって応援したいものであります。先日、11月18日には、本市において池崎選手のリオパラリンピック銅メダルの受賞の報告会も行われたところでもあります。

また、池崎選手の後援会とウィルチェアーラグビーチーム北海道ビッグディッパーズは12月3日、4日、朝日農業者トレーニングセンターで合宿を行いました。私も練習の様子を拝見し、リオパラリンピックでの試合を直接見れば、このような迫力のある競技だったのかと感動するやら驚くやらでございました。多くの市民と見学をさせていただきました。さきの行政報告の中でも、この合宿を通じて障害者スポーツ合宿についての意見を伺うとされております。

本市が掲げている合宿の里として、今後も障害者が行うパラスポーツ選手を大いに誘致して練習や競技会の開催を実施していくことも重要であります。私も詳しいことはわかりませんが、本市には、これら障害のあるスポーツ選手やスポーツ愛好者が利用できる施設があり、また練習などの合宿がどの程度可能なのか。練習施設、宿泊施設や交通手段等、誘致をするには、どのような施設整備を用意しなければならないのか。現段階でわかる範囲でお答えをいただければと思います。

また、最後に、今後のパラスポーツ全般についての考え方についてお尋ねをいたします。

（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） ただいまの質問にお答えいたします。

議員お話のとおり、今年8月5日から開催されたリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの日本選手団の活躍は、私たち日本国民、また士別市民に大きな感動と勇気を与えてくれました。

リオオリンピックの直前合宿を本市で行った男子トライアスロンに出場した田山寛豪選手と陸上男子3,000メートル障害に出場した塩尻和也選手が本市で最終調整され本番に臨み、ウエイトリフティングでは女子48キログラム級に出場した三宅宏実選手が銅メダルを獲得し、2年連続でナショナルチーム合宿をした男子62キログラム級に出場した糸数陽一選手が男子では16年ぶりの4位入賞を果たしました。そのほか陸上競技では男子棒高跳びで7位入賞された澤野

大地選手ほか、長距離マラソンで土別合宿された多くの選手がリオオリンピックに挑戦されました。

更にパラリンピックでは、古くから土別市と深い交流を持ち、また2015年オリンピックデーラン土別大会にもパラリンピアンとして御参加いただいたウィルチェアーラグビーの池崎大輔選手も銅メダリストになられたことを大変うれしく思っております。

そこで、議員御質問の本市における障害者に対するスポーツ施設の状況とその利用についてであります。まず、陸上競技場につきましては、NTT西日本に所属し視覚障害T12クラスのマラソン選手として今回のリオパラリンピックにも出場した堀越信司選手や、特定非営利活動法人の札幌NFC知的障害陸上競技チームの練習会場などに利用されています。総合体育館につきましては、毎年7月に土別市社会福祉協議会主催のふれあい広場や福祉施設のスポーツ交流大会などで利用されておりますが、総合体育館以外のスポーツ施設の利用実績はなく、施設の状況におきましても障害者用トイレの設置や段差の解消など数多く整備を要する状況と認識しております。

12月3日、4日と朝日農業者トレーニングセンターで、池崎大輔選手が所属する北海道ビッグディッパーズチームの合宿が清掃ボランティアなど多くの市民の協力を得て行われました。練習は一般公開され、迫力ある車椅子のぶつかり合いや銅メダリストの池崎選手の俊敏な動きなどウィルチェアーラグビーのおもしろさを多くの市民が目当たりにしたところです。

池崎選手から練習会場やチーム合宿歓迎会の場で練習施設や宿泊施設など数多くの貴重な御意見をいただきました。設備面では、簡易スロープの勾配や段差、トイレ、風呂などの多少の問題はありますが、施設的には農業者トレーニングセンター、和が舎、翠月ともにパラリンピック選手を受け入れるのには十分な施設であるとの評価をいただき、特に本市の受け入れ姿勢にかかわって、何よりも土別の人たちの心がバリアフリーであることはすばらしいとの高い評価をいただいたところであります。

本市は、土別市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても障害者スポーツ合宿者数の増加を目指しているところでもありますので、今後も障害者スポーツ選手を初め、土別市社会福祉協議会や関係団体からも御意見、御指導をいただきながら練習会場や宿泊施設の整備、またウィルチェアーラグビー競技会や子供たちへの体験会の開催など、障害者スポーツの受け入れ体制の整備充実に努めてまいりたいと思います。

以上答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） ぜひこれからもパラスポーツ選手の誘致をしていただいて、そんなに何でもというわけにはいかないでしょうけれども、できるだけ多くの障害者の方々も合宿に来ていただくという方向について今答弁をいただきましたけれども、競技会や大会ということについては、これからどういうふうな考え方を持っておられるか、それだけちょっとお尋ねいたします。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 障害者スポーツの競技会や大会という部分につきまして、先般、合宿をいただきましたウィルチェアーラグビーの部分について、公式な大会ということにはならないかもしれませんが、道内には3つのチームが、北海道ビッグディッパーズと旭川に1チーム、それと札幌に1チームあるということで、でき得れば、その親善交流試合のようなものを合宿に来られた日程に合わせて士別市で開催をし、それを恒例化していくような形で、いずれ、その結果によっては公式な北海道内のチームの大会、あるいは池崎選手と若干打ち合わせをしましたところ、そういうような親善の試合の機会があれば、北海道のチームだけでなく、東北で主に活動しているチームなどもぜひ参加をとということになるかもしれないということがございましたので、それらの宿泊施設だとか受け入れの会場等の問題もございますけれども、前向きに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） いずれにいたしましても、本市も余りお金はないようでございますので、いろいろな補助金等も活用しながら、ひとつ障害者のスポーツについてのこれからの取り組みをしていただきたいと思います。

以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 5番 渡辺英次議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 通告に従いまして、一問一答にて一般質問をいたします。

1つ目は、近年改めて世界的に問題視されている食品ロスについて本市の考え方を質問いたします。

まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる食品ロスは日本では632万トンにも上り、この量は世界中で行われている途上国などへの食料援助の2倍ほどにも当たります。国民一人一人が毎日茶碗1杯相当の食べ物を捨てている計算になります。このうち330万トンは食品製造、加工、流通、そして外食産業などから排出される事業系で、おおよそ同量の302万トンが家庭から排出されているとされています。こういったことから、食品関連事業所はもちろんのこと各家庭でも食品ロスについてしっかりと学び、減らしていくことが重要であるといえます。

昨年9月に開催された国連持続可能な開発サミットでは、2030年までに小売り、消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫損失などの生産、サプライチェーンにおける食料の損失を減少させることなどが掲げられ、また本年5月に開催されたG7富山環境大臣会合でも同様に、この食品ロスに関して経済、環境、社会において非常に重要な世界的問題であると強調されてきたところです。

そこで、国は、経済財政運営と改革の基本方針2016や日本最高戦略2016の中に、食品ロスの削減に向けて食品事業者と消費者、行政の連携による国民運動を抜本的に強化することや生産、流通、消費などの過程で発生する未利用食品を必要としている人や施設に届けるフードバンク

活動の推進をすることを盛り込みました。

さて、本市においては生ごみや野菜残渣などはバイオマス資源堆肥化施設に搬入され、堆肥の製造を行っています。食品リサイクルの観点からも、食料を再生利用し新たな資源をつくるすばらしい取り組みであるといえます。しかしながら、食品リサイクル法では優先的に取り組む順位として1番に掲げられているのは食品ロス発生の抑制であり、次に再利用、再生利用、熱回収、適正処分という優先度がつけられております。そこでお伺いいたしますが、本市において土別市食育推進計画の中でも一部食品ロスについて記載されていますが、具体的に食品ロスを軽減させる上で取り組んできたことがあればお知らせください。

また、今後の食品ロスを減らしていくために、市が一丸となって取り組むべきことではないかと考えており、幾つか提案をさせていただきます。

第1に、今の本市における食品ロスの現状を把握する必要があると考えます。そこで、食事を提供している事業所や食品加工所、一般家庭などにアンケートを実施し、現状でどの程度の食品ロスが出ているか、それに対して今後どのように軽減していくかなどを調査してはと考えます。

飲食店においては、食べ残しなどもどれくらいあるのかなども調査をし、でき得るのであれば本市から出されている食品ロスの総量もおおよそつかめられるのがベストと考えます。

次に、事業所向けと一般家庭向けの食品ロス軽減対策について記載したパンフレット等を作成、配布し意識啓発を促したり、ホームページ上で食品ロスについてのページを作成したりなど基本となる啓発活動はできることだと思います。更に、長野県松本市のように「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度のような市独自の制度を設けて、行政と事業所がタイアップして取り組んでいけるような環境整備を提案します。

また、年度ごとに食品ロスがどのくらい軽減できたのかも検証しながら、長期的な取り組みになるような仕掛けも考えていかなければならないと思います。子供におけるもったいないの教育や家庭や事業所での対策など、おのおのでの対応はできているところもあると思いますが、全市的に食品ロス軽減に取り組んではと考えます。

最後に、フードバンクの開設についての考えをお伺いいたします。

フードバンクは日本においては近年全国的に広がりを見せており、まだ食べられる食品を必要としている団体や人々へつなぐかけ橋として注目されてきており、今後の活躍に期待がされております。食品を扱う観点からは運営体制も懸念する声もある一方、福祉施設や生活困窮者支援団体に必要な食料を提供できる仕組みづくりは今後必要とされるとも言われております。

実際問題としてフードバンクを本市単独で開設するには時期尚早とも言えるかと思いますが、今後の国における動向を考えれば、早い段階で広域的にその取り組みについて協議を進めてはと思います。市の見解を求め、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

初めに、士別市食育推進計画における食品ロスを軽減させるための主な取り組みについてです。

食品ロスの軽減には、食べ物に対する感謝の念やもったいないという意識を育み、家庭では買い過ぎ、つくり過ぎ、食べ残しをなくすことはもとより、何よりも食の大切さに対する理解や意識を高めていくことが大切と考えます。そこで、具体的な取り組みとしては、まず妊娠期や乳児を育てる時期に当たる方を対象にしたマタニティ教室や離乳食教室において管理栄養士による講話を初め、調理実習や試食体験の場面を通じ食べ物や食べることの大切さをお伝えしています。

また、保育園や幼稚園においては、給食やお弁当の時間、更には農業体験などの中で食べ物に対する感謝の心を養うとともに、小・中学校においては食育の授業の中で食べ物を大事にし食べ物生産等にかかわる方々へ感謝する心を持つよう指導しているほか、総合的学習の時間を活用し、市内で農業にかかわる方々の協力をいただき農業学習を行い、体験を通して農作物が生きるものであることや命の大切さを学べるよう取り組んでいます。

消費生活においては、ごみ減量化フォーラムや学びと暮らしのフェスティバルなどを通じ、ごみ減量化の観点から買い過ぎないこと、使い切ること、食べ切ることの大切さを周知しているところです。

次に、食品ロスに対する現状の把握についてです。

平成27年度の本市のバイオマス資源堆肥化施設での生ごみの廃棄物処理量においては、家庭系生ごみが1,028トンで、事業系生ごみが663トンとなっており、家庭からの廃棄量が事業系を上回っていますが、この中には食べ残しやつくり過ぎのものほか、調理時に取り除いたものや賞味期限切れにより捨てられたものなどが含まれていることから、食品ロスとして廃棄された量の把握は難しいものと判断しています。

実際の食品ロスの実態を把握するには、農林水産省で行った食品ロス統計調査の方法によると、食材を下処理する前の重量、調理時に食べられない部分を取り除いた重量、食べ残して捨てた重量、そのほか賞味期限切れや調理を失敗した等で食卓に出さずにそのまま捨てた重量などを一定期間記録する調査が必要であり、調査対象者に相当な労力を強いることにもなることから混乱性はあるものと考えています。

しかしながら、食品ロスにかかわる取り組みを進めていくためには現状の把握は必要であると考えており、29年度には食育推進計画の中間評価のための食事調査も予定していることから、これにあわせ一般家庭や事業所などに対する効果的な調査のあり方について検討してまいります。

次に、行政と事業所がタイアップしての全市的な取り組みについてです。

御紹介のありました長野県松本市の取り組みは、会食や宴会などの際に、乾杯後30分とお開き前の10分間は料理を楽しむ時間とすることで食べ残しを減らすという運動で、福井県や札幌市においても同様の取り組みを始めたところであり、食品ロスを軽減する一つの効果的な手段

であるものと認識しています。このような取り組みも参考としながら、市民運動としての本市独自の食品ロス軽減に向けた取り組みのあり方について、今後、商工会議所や商工会、料飲店組合など関係機関とも十分に協議、検討してまいります。

最後に、フードバンクについてです。

フードバンクの活動は、廃棄前の食品を有効活用するということから環境負荷削減の面とともに、生活に困窮する方や社会福祉施設などへ食品を支給するという福祉的な側面をあわせ持つ食品ロスの削減手法であり、28年10月に農林水産省が取りまとめた食品ロスの削減とリサイクルの推進によりますと全国では約40の団体が活動しており、主にNPOやボランティア団体などの非営利団体が担う中で、その活動が広がりを見せています。

この取り組みを進めるためには、需要と供給のバランスはもとより、収集方法や配送方法、加えて食品を取り扱うという観点から保存方法や保存場所などの衛生面についても慎重に検討する必要があります。したがって、まずは食品ロスの軽減を図るためのパンフレットやホームページを作成する中で市民や事業所などの意識の啓発を促すとともに、国の動向や先進事例なども踏まえ、先ほど申し上げた関係機関などと協議してまいります。

食は人の生命と健康を維持する上で根源をなすものであり、食べ物に対する感謝の気持ちを持ち、大切な食べ物を無駄なく消費していくことは極めて重要でありますことから、今後も士別市食育推進計画に基づき食の大切さについての普及啓発に努めてまいります。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 2つ目の質問は、子供たちが安心・安全に学校に通い学べるよう施設や環境の整備について伺います。

まずは、例年、士別市PTA連合会からは施設整備や環境整備についての要望書が提出されています。これはPTAが学校運営を見ている中で、日ごろからの気づきを教育委員会側に伝え要望をする子供たちの安心・安全を強化するためにも大切なものであると思います。

まずは、各学校からはどのような要望が来ているのか、継続して出されているものや新たにされたものはどのようなものがあるのか、また、これまでに出された要望の中で解決できたものはどの程度あるのかもお示ください。

さて、この要望書の取り扱いですが、市として、できるものと保留にするものの区切りはどのように決められているのでしょうか。予算が関係する要望も多いことから全ての要望に対して対応することは困難であると思いますが、次年度、もしくは、その先に解決できる見込みのあるものや、現実的に難しいと思われるもの、場合によっては市として不要という考えがある場合など、学校側と協議をし、要望項目を精査していく必要があるのではないのでしょうか。解決できないものが増えてきて、要望として出す項目が年々増加しないように適正に管理することが望ましいと考えますが、現状と今後の考え方をお示ください。

次に、不審者対策や関係者以外の校内への侵入対策について伺います。

近年、全国各地で不審者の情報が聞こえてきます。先日も上川町で不審者の情報があったようです。執拗に児童・生徒に声をかけてくる場合や、最悪、子供に危害を加える事態もあります。いつ、どこで起こるかわからないことですので万全の体制づくりを考えていく必要があります。

そこで、現在、各学校や市の保育園では不審者対策についてどのように取り組んでいるのか、また、今後の課題などはあるのかお知らせください。今後、更にセキュリティ強化をする必要性はないのかと考えますが、市の考え方を伺います。

また、民間の幼稚園や認可外保育所においても同様にセキュリティ対策が必要と思うところですが、市内の民間施設においては、園児数の減少により運営していく上で予算的に厳しく、できない場合も考えられます。そういった場合、市の助成は不可欠なものと考えますが、現状での市の支援策をお聞きいたします。

最後に、交通安全の面で信号機や横断歩道の設置について質問をいたします。

信号機や横断歩道の設置は公安委員会で設置するものですが、地域の要望によって必要性が伺えれば設置に至るケースも多々あります。交通事故は自動車、バイク、自転車などを運転する人の注意やモラルが発生させないために重要なことであると同時に、歩行者の危機管理能力も大きく影響をするものです。しかしながら、子供の安全を確保するためには一定の措置が必要と考えられます。

本市における学校や幼稚園、保育所など子供が多く集まる場所であつ交通量の多い場所には手押し式信号機や横断歩道が設置されておりますが、北星保育園前、糸魚小学校前には横断歩道が設置されていません。

北星保育園においては、五条通りに面しており交通量は多いほうだと考えられます。また、現在空き地になっている保育所西側の敷地も駐車場として活用しており、道路を横断する人をしばしば見かけます。見通しのよい道路ではありますが、施設の性質上、施設前に横断歩道がないのはいかがなものかとも思います。そこで、これまでに市のほうに施設関係者や利用者から横断歩道の設置の要望はなかったのか伺います。また、要望の有無にかかわらず、施設の設置者である市として横断歩道の設置に関してどのようにお考えか。また、公安委員会のほうに要請した経緯はあったのか伺います。

糸魚小学校においては、交通量が多い道道には面していませんが、学校施設の前の道路に横断歩道がないことには違和感を覚えますが、同様に市の考え方を伺います。

子供たちの安心・安全を強化するため、そして交通のルールに対する意識啓発の意味も含めて横断歩道の設置を求めて、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

最初に、私から保育園における不審者対策の取り組みと横断歩道の設置について答弁申し上げ、学校側などから出される要望書について及び学校の安全対策強化については教育委員会か

ら答弁申し上げます。

まず、市の保育園における不審者対策の取り組みについてですが、保育園では保育方針や保育目標等を初め、安全対策や事故防止対策などを定めた保育課程というものがあり、これに基づき園内外を監視するためのビデオモニターの設置や登園、退園以外の時間帯の施錠及びインターフォンでの来客対応のほか、防犯用さすまたの配置や校外活動時には防犯ベルを携帯するとともに年1回の防犯訓練を実施しているところです。

不審者対策における課題といたしましては、緊急時の迅速かつ適切な対応について緊急事態を想定した実践的な訓練が必要であると考えており、今後このような訓練を実施してまいります。

また、セキュリティの強化に対する考え方については、保育園などの公共施設では多様な来館者があることから入館を制限しておらず、その分、日ごろから万全な体制を整えておく必要があります。入館制限がないということで地域との交流も深められるという面もあり、さまざまな人たちとのつながりを持つことにより子供たちの社会性も育まれるほか、地域の大人たちの監視の目が行き届くなど不審者対策としても有効な対策であると考えます。また、来館者への声かけを徹底するとともに、来館に際しての手続やルールを地域の方に周知することにより不審者が入りにくい状況をつくり、ルールを遵守しない者に対しては不審者という認識を持って、警察へ通報するなど状況に応じた組織的対応にかかわる体制強化に努めているところです。

次に、民間保育園等へのセキュリティ強化への支援策についてであります。

まず、幼稚園については、文部科学省の危機管理マニュアルに基づきビデオモニターの設置などの防犯対策がとられています。また、認可保育園や認定こども園への移行を目指す認可外保育園については、現在、国の第2次補正予算において防犯カメラの導入などに対する支援が実施されているところであり、今後、条件に合う保育園が施設整備を希望する場合は国における補助制度の活用を検討するとともに、それぞれの園が地域とのつながりや活動を通じ防犯上の安全の確保に努める中で不審者の侵入を予防する取り組みなどにつなげてまいります。

最後に、横断歩道の設置についてですが、北星保育園開設以降、正式なものとして要望は上げていないところですが、地域自治会と相談した経過はあり、周辺の横断歩道の設置状況から新設することは難しいものと判断し、要望に至っていなかったところです。

現在、北星保育園の西側については職員の駐車場として使用しているところであり、特に出勤、退庁時に交通安全に努めるよう注意喚起しているところです。また、この敷地については市長マニフェスト事業である北地区子どもセンターの建設予定地であり、児童館と障害のある児童などの放課後の居場所の機能をあわせ持った施設として建設を進めています。

また、北星保育園にはこども通園センターとしてのぞみ園が併設されており、利用する子供たちや保護者などが北地区こどもセンターを往来する機会も想定されますことから、子供たちの安全・安心を第一に考え、地域自治会などと御相談させていただきながら横断歩道の設置な

ど安全対策に努めてまいります。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） 私から学校の安全対策の強化についてお答えします。

まず、士別市PTA連合会からの要望としては、学校の安全環境維持のための設備改善や通学路の除雪体制の一層の充実と安全義務の徹底といった児童・生徒の安全確保に関するもの、補助金の継続といった連合会の活動推進、充実を図る事項、心の教室相談員や特別支援教育支援員の充実といった教育条件の改善を図る事項、一般管理備品の整備や児童・生徒用椅子の更新といった教育環境の整備、充実を図る事項、老朽化した職員住宅の改修、新築に関する事項のほか、各学校個別の要望が上げられております。

毎年継続した要望が多い状況ですが、ここ数年で新規に上げられたものは、教室の網戸設置や児童・生徒用椅子の更新、社会教育事業の充実、推進強化、研修費の増額、文化活動の交流事業推進、バス路線の変更、定期券支給距離数の見直し、校務用パソコン及び周辺機器の更新、インターネットの光回線化、校務用パソコンのWi-Fi化といった要望です。

要望について、どの程度解決できたかということについては、予算の関係上、十分に対応できていない部分もありますが、各校の共通要請事項に対しては、上士別小学校、上士別中学校の改築に伴い上士別出張所前に手押し信号を設置し通学時の安全を確保するとともに、心の教室相談員の勤務時数の増加や校務用パソコンに関して複数年度に分けて更新を進めるなど子供たちの教育環境の向上に努めています。

こうした数多くの要望に対し、緊急を要するものについては必要に応じ関係部局と協議し対応しておりますが、多くは予算作成時に学校と協議し予算要求をしており、予算の執行に当たっては、改めて各学校に優先順位や納品時期などの内容を確認、協議した上で予算の範囲内で購入手続を進めています。

学校施設設備や教員住宅の改修は毎年6月から7月にかけて学校施設と教員住宅の営繕希望調査を実施しており、教育委員会、財政課、建築課の担当職員が同行し、要望箇所について学校職員の説明を受け、改修などの実施の可否や優先度を確認し、予算の範囲内で実施しているところです。

要望項目の精査については、さきに述べた要望取りまとめの際や営繕希望調査などの機会を通じ教育委員会と学校側で調整を行っているところであり、今後においても、こうした機会を通じ学校からの要望に対して精査を行ってまいりたいと考えております。

次に、学校での不審者対策についてお答えいたします。

各学校では、毎年、学校経営計画を作成し、その中に不審者などの防犯対策を含む学校安全に関する対策を盛り込んでおります。各学校でさまざまな取り組みがされており、防犯ブザーを配布し、学校や家庭でその取り扱いを確認し万一の事態に備える取り組みや、北海道教育委員会から送付される学校安全に関する通知文や資料を配布し注意喚起を促すといった取り組み

のほか、校内に防犯カメラやセンサー、インターホンの設置、警備会社との連絡システムの設置を行い、万一不審者が侵入しようとした場合の対策をとっております。

不審者の情報が学校に寄せられた際には教育委員会に速やかに連絡をいただき、教育委員会から他の学校や環境生活課、こども・子育て応援室に連絡をしているところであり、各校では情報を受け、状況に応じ保護者への連絡や下校時の対応等を協議しているところです。

また、小学1年生に対しては、学校生活の経験が浅いことから、1学期や環境が大きく変わる積雪時期の下校時には教員が通学路などを巡回するなどして子供たちが安全に帰宅できるように取り組んでおります。

不審者対策の課題としては、不審者に関する情報を迅速かつ適切に関係者に提供できることが重要であり、学校においては報告、連絡、相談がしっかりとられるよう教職員の連絡体制を整えておくこと、保護者や教育委員会、警察署などの関係機関と連携を図っていくことが大切と考えております。

また、セキュリティー対策については、不審者の侵入など不測の事態が生じないように設備を導入し対策の強化を望む声もありますが、一方で必要以上に制限をかけることは学校を地域から隔離することにならないかという懸念があります。学校と地域がつながることで子供たちや教職員と地域につながりが生まれます。そうしたつながりが不審者を寄せつけないバリアとなって子供たちを守る、そんな開かれた中で対策がとられている学校となるよう、日ごろから学校と地域がともに環境づくりに取り組むことが新たな設備を導入してのセキュリティー対策以上に重要であると考えております。

次に、横断歩道の設置についての御質問ですが、糸魚小学校前につきましては、これまで学校関係者から横断歩道設置の要望はなく、市としても公安委員会に設置の要望は行っておりません。しかしながら、通学路における子供たちの安全対策を推進するため、昨年度から教育委員会、警察署、道路管理者、校長会、環境生活課職員などで構成する士別市通学路安全対策会議を設置しており、必要に応じ通学路の安全確保を図るため合同点検を実施しております。

糸魚小学校からは学校前の道路の歩道の除雪に関して要望が出されているところであり、今後、通学路を点検し、状況を確認した上で糸魚小学校と検討してまいります。

以上申し上げて答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 再質問させていただきます。

今、走り書きで答弁をいただきながら書いていたんで、もし聞き漏らしであったとしたら申しわけないんですけども、こども園に関しては国の補助もあるといったことで、防犯対策もこれからやっていけるんじゃないかという御答弁いただいたんですが、認可外保育所に関しての御答弁がありましたっけ。もう一度お願いしたいんですけども。

○議長（丹 正臣君） 田中部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） お答えいたします。

認可外保育園につきましても、仮に認定こども園に移行という協議の中で、そういった補助制度を使うといった部分もありますが、今現在、園長会議を年に2回開催しておりまして、この中で急な修繕等々、高額の修繕等々が必要だというような場合については相談を受けているところでありまして、今後それぞれの園でまた引き続き、こういったものの必要性について協議をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 最後の質問は、一昨年年第3回定例会でも質問いたしましたが、中学校での部活動のあり方について質問いたします。

一昨年の質問では、部員の減少や配置する教員数が原因で部活動が廃部になるということで、今後の部活動のあり方について質問をいたしました。現実問題として、今の生徒数では、部活動の種類が多く継続していくことが困難であるとの答弁をいただきました。しかしながら、学業以外の部活動の位置づけは子供の健全育成には欠かせないものであり、魅力ある部活動を推進していかなければなりません。

生徒数の減少は今後も更に進んでいくために、現段階では活動が可能な部活動も今後は活動が厳しくなることも考えられます。本市の子供たちは、運動系、文化系ともに、ここ数年は更にすばらしい成績も残してきており、それを築くために日々取り組んでいる有意義な活動を今後もできるだけ継続し、後世につないでいかなければならないと考えます。

一方、顧問を担当する教職員においては、部活動は半ばボランティアに近い位置づけであるということと、個々に係る負担の大きさや、場合によっては強制的に受けさせられるケースもあり全国的に話題にもなりました。生徒が一番の主体であるといっても、現実的に考えれば強制的に顧問を受け活動することが生徒、教員の両者にとって有意義であるはずがありません。生徒と学校と保護者、そして地域が協力し合って子供たちの環境整備に努めることが大人の責任ではないかと考えます。

そこで、本市において部活動の顧問を受けるに当たって、そのようなトラブルの事例はあったかお伺いいたします。

次に、29年度から新入加入部員の推移によっては廃部を視野に検討を進めるとの話を耳にしました。非常に残念なこととは思いますが、現状の活動の方法では限界が来ているとも言えます。ここで重要なのは、現状の方法で難しくなったということで簡単に廃部という選択肢を選択してはいけないということだと思えます。どうすれば継続可能かということをどのように協議されたかお示してください。

一昨年も質問の際にお話しさせていただきましたが、公益財団法人日本中学校体育連盟の中には全国中学校体育大会引率細則や全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規定が定められており、小規模校の生徒たちが他の学校と同様に中体連競技に参加できる救済措置をとっております。団体競技でいえばバスケットボール、サッカー、バレーボール、ハンドボール、軟式

野球、ソフトボール、アイスホッケーの7競技が合同チームでの出場を認めております。今回耳にした廃部を視野に入れるといった部活動の競技は、この7競技に該当するものはなかったのでしょうか。もし該当する競技があったのであれば、合同チームの結成についての協議はされてきたのかも伺いいたします。

更に、本市では土別翔雲高校に進学する子供たちが多くを占めており、高校での部活動競技との整合性も考えなければならないと思います。中学校で切れ目をつくった競技は、高校で活動している部にも大きく影響することが考えられるからです。このあたりの市の考え方と、また、これまでに校長会などを通して議論してきた経緯はあるのかをお知らせください。

今後、更に生徒数やそれに伴う職員数の減少で、これまでのような活動ができなくなることは既に推測されているわけあり、今の段階からさまざまな諸課題をクリアできるよう市教委が本市における考え方を各学校に示し理解していただき、新たな枠組みでの部活動の検討を進めていただくことを強くお願いいたしまして質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、部活動の顧問を受けるに当たって、強制されたというようなトラブルの有無についてお答えします。

本市の中学校には、今年度、野球部やサッカー部といった運動系の部活動が10種目、中学校全校では23の部があり、文化系の部活動は吹奏楽部と美術部の2種目、中学校全校で3部設置されております。これらの部活動に対して、運動系で57人、文化系で6人の教職員が顧問として配置されています。部活動顧問の配置は、毎年度、各学校が校内体制を決定する中で行われていますが、過去3年間の状況を調査したところ、本人の意に沿わない、強制的に顧問の依頼がされる事例はありませんでした。

次に、部活動の存続に関しては、生徒数の減少が進むことで部員や教職員の減少につながっており、渡辺議員御指摘のとおり、活動が難しくなる部が生じることが今後も考えられます。運動系、文化系ともに日々の活動を重ねる中で素晴らしい成績を残しており、また、子供たちにとって学業以外の貴重な体験の場として、できるだけ部活動を継続し、後世につないでいく取り組みは大切なことと認識しております。

そうした取り組みの一つとして教職員の減少に伴う指導者の確保がありますが、学校外から保護者や地域の方々、スポーツ団体などに外部指導者として協力いただき指導に当たっていたりしているほか、一部の団体競技では単独では大会参加ができない部員数の場合に他校と合同チームを組み中体連主催の大会に参加できる規定があることから、単独校での参加ができない部員数の種目であっても部を存続し、学校間で協議の上、合同チームでの大会参加をしている学校もありました。市内では女子バスケット部で近隣市町村の学校と合同チームを組んで活動した事例があるほか、現在は廃部となっておりますが野球部で市内2校が合同チームを組んで活動した事例があります。

指導者の確保や合同チーム編成による取り組みによっても部活動の存続ができない状況となり、やむを得ず廃部となる場合がありますが、その決定に際しては学校と保護者間で十分に説明、協議がされた後に行っているところであります。

廃部を視野に入れて検討をした部活動では、市内中学校1校で次年度の新入部員の状況によって廃部を検討する部がありました。この部活動は現在の1年生に部員がおらず、次年度の新1年生に募集をした結果、入部を希望する生徒がいなかった場合、中体連の大会後は部員がいることから検討を進めているところであり、合同チームの結成も次年度の状況を見て対応するものです。

また、部活動に加入している生徒や教職員の減少から、特定の部活動ではなく学校にある部活動全体のあり方について検討していくとした学校が1校ありました。

中学校の部活動と市内高校の部活動との整合性については、市内中学校にある部活動のうち士別東高校には卓球部とバドミントン部、美術部が設置されており、士別翔雲高校ではスキー部以外の部活動が設置されている状況です。市内中学校の中には高校生との合同練習の実施や練習場を借用する学校があるほか、廃部となった部活動において高校生と合同練習を行っている種目もあります。教育委員会としては校長会と部活動に関する協議を行った経過はありませんが、各学校と個別に必要なに応じて協議を行っているところであります。

教育委員会として、部活動は生徒の社会性、協調性、公德心、コミュニケーション能力などを養う上で重要な活動と位置づけており、各学校で持っている課題を聞き取り、部活動に携わる教職員の負担の軽減が図られるようさまざまな制度の活用を検討し、今後、多くの部活動が存続し子供たちに活動できる機会を与えられるよう外部指導者の情報収集、提供を行っていくほか、北海道中学校体育連盟に対し合同チームで参加できる競技の拡大、参加要件の緩和などを要請してまいりたいと考えております。

以上答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 再質問させていただきます。

合同チーム結成の件で今御答弁いただきましたが、若干ちょっと疑問というか課題が残るであろうと想定されるので再質問させていただきます。

まず、部活動が廃部になる理由の一つが教員の数の問題であるということが1点。それと、あとは29年度、今想定されているように新1年生が入らないことによって、部員の数がもともとがもう足りないので存続できないということになると思うんですが、今の28年度のこの状況で進むとしますよね。そうすると、来年度例えば入部する人がいなくなるとなると恐らく廃部の方向になると思うんですが、その後、もしやりたい、その学校に上がる子がなった場合に、合同チーム編成の形というものを今のうちからつくっておかないと、学校では恐らくうちの学校はありませんで終わってしまうと思うんですよ。

なので、存続している段階で協議するべきじゃないかという趣旨の質問だったんですけど

も、今後検討するという御答弁は一昨年もいただいたんですが、その後、この合同チームについて何か協議されてきたのかという部分と、今後、なくなる前に協議するのがベストじゃないかという意味合いの質問だったんですけども、今後検討するというのは、いつごろのことを想定されているのかお知らせください

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 合同チームの結成等、各学校との協議等については、前回の御質問のときには、主に1つの学校の2つ、3つの種目の部分の廃部が目前に控えているの論議でありましたが、今回はそれよりも多くさまざまな部分にこの廃部の危機である状況が差し迫っているということが想定されてまいりますので、全て中体連の事務局を持っている学校の校長先生を中心としながら、早急に今後の士別市全体の中学校の主にスポーツ部活動を中心とした合同チームの可能性と今後の中体連の考え方、動向等を含めて協議を開始していきたいというふうを考えております。

○議長（丹 正臣君） まだ一般質問が続いておりますけれども、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時40分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

16番 斉藤 昇議員。

○16番（斉藤 昇君）（登壇） 第4回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。

まず、初めに、29年度予算の編成に当たっての基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

まず、28年度の決算見込み、本年度の決算をどのように見込んでいるのかを伺いたしたいと思います。

行政報告によれば、西広通については国の2次補正によって当初削減された社会資本整備総合交付金の追加交付がなされたとのことでありますが、これによって予定どおり事業は進んでいくのかどうか。このほかにも、当初見込んでいた交付金などの歳入が確保されず実施できない事業などはないのかどうか。また、交付税の状況などについても伺うとともに、市民税や固定資産税などの状況についても説明願いたいと思います。全体として予算と大きく異なる部分はないのか。一方、歳出についてはどうなのか。予定していた事業などは予算のとおり実行できているのかどうか。

また、市立病院については前年同期に比べると収支は改善方向にあるとのことでありますけれども、一方で予算に対しては材料費で不足を生じるとのことである。このような中で病院の決算はどのような見込みになるのかお伺いしたいと思います。そして、その結果、一般会計か

らの繰り出しはどの程度になると考えられるのか。27年度決算では約3億3,700万円の黒字決算となり、1億7,000万円を財政調整基金に繰り入れるに至ったが、本年度においてはどのような状況となると見込んでいるのかお伺いしたいと思います。

平成29年度、基本的な考え方でありませけれども、三位一体改革以降、地方交付税が大きく削減されてきた中、更にはトップランナー方式の導入などによって国は一層地方交付税の削減を図っている。財務省は来年度の交付税に関して地方財政計画の見積もりが多過ぎるから、もっと削るよう総務省に求めているということも報じられてきました。これでは介護や医療、子育てなど市民生活を支援するための予算や地域経済の活性化のための予算を確保することがますます困難になるのではないのでしょうか。

国が行うべきは、厳しい市民生活と不況に苦しむ中小零細業者を支えるために、本市を初め各地方自治体が必要としている財源をしっかりと保障することであり、そのことを強く国に求めていくべきではないか。このような中で、初めに基本的な考え方を聞きたいと思います。来年は市長選挙が執行されるが、予算については骨格で組むのか、通年で考えているのか。

次に、歳入歳出など少し区分して考え方を聞きたいと思います。

まず、平成29年度の予算編成に向けて、歳入がどのようになると見込んでいるのか。特に自主財源の少ない土別市にとっては、国の交付税の先行きが来年度予算の編成にとっても大きな役割を占めることとなります。27年の国勢調査の結果も示された中、この結果からも引き続き本市は人口が減少している中で、どの程度交付税に影響しているのか、この点についても示してもらいたいと思います。

あわせて、来年度の各種交付金についてはどう見込んでいるのか。一括交付金への移行で地方が自由に使えると考えていたにもかかわらず、これまでの補助金のほうがむしろ市の財政にとってはよかったという状況ではないのか。来年度の予算編成に当たっては、どのように見込んでいるか。また、市民生活は一層厳しさを増しているが、来年度予算で市民負担を軽減していく、そのような努力をする考えはあるか。上下水道料金を含め見直しが必要になっているとの説明も受けているが、改めて公共料金に対する考え方についても承っておきたいと思います。

一方、来年度は現総合計画の最終年度になる。この10年間の総仕上げにもなるが、実施状況なども振り返る中で来年度の主な事業なども伺っておきたいと思います。

また、市長が掲げる子育て日本一や健康長寿日本一などに向けて、子供に対する支援やさまざまな負担軽減などにつながる新たな取り組みは考えているのか。市民の健康増進や高齢者の皆さんが生き生きと暮らすために更に一步踏み込んだ施策などは考えているのか。市長の2期目のマニフェストの最終年になるわけけれども、その点も含めて御答弁をいただきたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から平成29年度予算編成の考え方について答弁申し上げ、平成28年度決算見込みに

については副市長から答弁申し上げます。

新年度の予算編成方針においては、3つの基本的な方針を掲げました。1つには、地方創生の柱である農業未来都市、合宿の聖地の創造に向けて、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みを着実に進めること、2つには、まちづくり基本条例の基本原則である市民自治と情報共有のもとで次期総合計画の策定を進めること、3つには、中期財政フレームを基本に持続的な財政構造の構築に努めることとあります。

29年度は士別市総合計画の最終年度となる中、将来像に掲げた「天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまち」の実現を目指すとともに、市長選挙を迎える中で2期目の Manifesto の総仕上げに努める一方、切れ目のない予算組みによって市民福祉の向上と地域経済の振興を図るため年間を通した本格予算を編成するものとなりました。

そこで29年度における歳入の見込みについてですが、国の税収は円高による輸出企業の業績悪化などの影響で当初見込みを下回り、赤字国債の追加発行を余儀なくされるなど減速ぎみの経済情勢にあります。こうした中で特に地方経済にあっては回復の兆しが見えず、自主財源の根幹である市税の見通しについても不透明な状況です。

また、国の予算編成においては、現在、地方財政対策の折衝が行われているところであり、12月下旬に予定されている地方財政計画の概要が公表されなければ地方交付税の見込みも申し上げられない状況ではありますが、8月末に国が公表した29年度の地方財政の課題では、一般財源の総額は前年度の水準を下回らないよう実質的に確保するとしている一方、地方交付税の算定に当たっては本年度から27年度国勢調査人口が反映されており、本市では1億1,000万円程度の影響があったものと推計しています。

更に、各種交付金も現状では不確定要素が多い状況にあり、西広通り街路整備事業などの交付金事業については市民生活や地域経済に与える影響も大きいことから、本市総合計画に基づき予算計上するとともに、国に対して満額交付を要望しているところです。

社会資本総合交付金に関しては、斉藤議員お話のとおり、地方自治体の実情を踏まえ自由度や弾力性を高められるよう制度運用面での見直しが必要と考えているところであり、今後とも全国市長会と連携し国や北海道に対して強く要請してまいります。

子育て日本一に向けては、小学生から高校生までの幅広い年代はもとより、障害のある子供たちなどの健やかな成長を目指して、市街地北地区における放課後の居場所づくりを進めることとあり、また、健康長寿日本一に向けては、10月にオープンしたいいき健康センターを拠点に、市民の健康づくりや生きがいづくりを一層促進することに努めてまいります。

次に、市民負担の軽減についてです。

消費税率の10%への引き上げについては31年10月に延期されたところであり、これに伴う各種料金等の改定も見送ることになったところですが、年金改正法案の動向や市民生活の現状を考慮し、小学生以下の医療費無料化や中学生の入院時の医療費無償化を初め、遠距離通学費助成、ハッピーマタニティ事業、除雪サービスや高齢者入浴料助成事業などを継続していく考え

です。

また、使用料、手数料については28年度に全面的な見直しを行ったところでもあり、現時点では改定の予定はありません。

お話のあった上下水道料金に関しては、まず下水道料金については、現行使用料での事業実施が可能な状況にあり、引き続き経費節減などによる経営の安定化に努めてまいります。

一方、上水道料金については、人口減などによる有収水量の減少傾向の中で経費節減に努めるとともに、利用者負担の公平性や資金残高1億円の保持を前提に安定した経営に向けて検討を進めてきましたが、27年決算に基づく検証では32年度には資金残高が1億円を下回る見込みであるため、30年度からの段階的な料金改定に向けて引き続き検討を進めなければならない状況となっています。

次に、現時点での総合計画における実施状況としては、この9年間で422事業、事業総額は1,329億3,000万円となっており、進捗状況は事業費ベースで1,305億5,000万円、実施率では98.2%となる見込みです。

現在予定している来年度の主な事業としては、実施設計段階を迎える庁舎改築事業などがあるほか、新規事業では北地区こどもセンター建設事業などがあり、また完了予定の事業は、日向スキー場第1リフト整備事業やつくも団地B棟建設事業などとなっています。

このような中で中期財政フレームも最終年度を迎えます。公債依存度など数値目標の達成が厳しい指標もありますが、次の世代に大きな負担を残さず持続可能で健全な財政運営が維持できるよう引き続き中長期的な財政計画の策定に向けた検討を進めてまいります。

以上申し上げ私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から平成28年度の決算見込みについてお答えいたします。

初めに、歳入の見込みについてですが、主なものとして、市税のうち市民税では農業所得や法人所得の伸びにより大きく予算を上回る見込みであり、軽自動車税や固定資産税を含めて当初予算を確保できる見通しであります。

地方交付税については、国の骨太方針2015のもと地方財政計画における一般財源の総額としては前年度の水準が確保されたところですが、その一方で経済危機に対応した交付税の上乗せ措置である別枠加算が廃止され、歳出特別枠の地域経済基盤強化・雇用等対策費についても地方の重点課題対応分の創設や地方公共施設老朽化対策などに振りかえられる形で縮小されました。これに加え、民間委託の導入を初め、歳出の効率化に向けた業務改革などを反映させるトップランナー方式が新たな算定方式として盛り込まれたところでもあります。

28年度の普通交付税の算定においては、国勢調査の結果に基づく人口の減少や市町村合併の特例措置縮減などの影響によって、本市の場合、前年を2.2%下回る交付額となり、臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税は69億2,000万円と前年度に比べて約2億7,000万円減少しました。しかしながら、当初予算での計上額を約1億3,000万円上回ったところであり、一

般財源ベースでの歳入については、おおむね確保されたところであります。

一方、歳出のうち、まず市立病院については、新経営改革プランの2年目として、回復期、慢性期中心の診療体制へと移行し、療養病床を増床した結果、11月までの入院患者数は4.6%の増となっております。こうした中で、当初予算では入院患者数や手術件数の減によって診療材料費や薬剤費が減少するものと見込んでおりましたが、新たな循環器疾患治療の開始などにより予算に不足を生じることが見込まれる状況となったことから、本定例会で増額補正を計上したところであります。

収益面では、現在の病床稼働が維持できれば当初見込んでいた収支不足額の約3億円が圧縮されるものと見込んでおりますが、一般会計から追加繰り出しについては、今後の収支の動向を見きわめ慎重に判断していく必要があると考えております。

社会資本整備総合交付金については、全国的に要望額が増加していることもあって、本年度においても昨年同様大幅に減額され、西広通り街路整備事業や橋梁整備事業、わくわく水郷公園再開発事業などにおいて当初見込みを下回る進捗見込みとなりました。このうち西広通り街路整備事業については当初配分では予定事業量の14%程度となり、計画を大幅に下回る状況となりましたが、国の第二次補正において1億4,000万円の追加交付が決定したことから本年度の予定事業量の約76%分の実施が可能な予算を確保できたところであります。このほか、引き続き地籍調査数値情報化事業の補助金が配分されなかったことから、2年連続で事業が実施できない状況となり大幅なおくれが生じております。

また、歳入の状況に関係なく実施しないものとしては、制度の変更等によって別事業で実施している農山漁村活性化プロジェクト事業などが上げられます。

なお、7月から8月の大雨などによって被災した多くの公共土木施設等の復旧に当たっては、その財源として地方交付税の留保財源などを充当したところであります。このような中で28年度の決算見込みについては前年度と比べて厳しい状況になるものと見込んでおり、今後の特別交付税の動向や決算状況によっては一部、財政調整基金の取り崩しが必要になることも想定しているところであります。

以上申し上げ答弁いたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 次に、介護保険制度についてお尋ねをいたします。

この間の介護保険制度の見直しによる影響を明らかにするとともに、安心して介護サービスを受けることができるように求めたいと思います。

安倍政権は、軽度と言われる人たちが介護サービスから閉め出すなどの介護保険制度の大改悪を狙っています。社会保障制度改革国民会議がまとめた報告書では、特別養護老人ホームへの入所基準を要介護3以上とすることが示されました。今後、要介護2以下の人が特養には入れないことになった場合、有料老人ホームなどの居住系サービスを利用せざるを得なくなりま。介護サービスから切り捨てられる人が少なくない中で介護難民が増える。そして、市民が

健康で文化的な生活ができるように、まずは介護保険制度の見直しを強く国に求めるべきではないか。

厚生労働省は、今年8月の社会保障審議会介護保険部会に、現在1割負担となっている介護保険の利用料を2割に引き上げるなど大幅負担増を強いる見直し案の論点を示した。既に示されている要介護1、2の人に対する生活援助や福祉用具貸与の自己負担とあわせて耐えがたいサービス取り上げと負担増を強いるものであります。これらが実施された場合、本市ではどの程度の方々が影響を受けることになるのかお聞かせください。

要介護1、2の方の生活援助などは、重度化を抑制する機能を果たしているとも考えられますけれども、本市としてはどう考えているのかお答えください。

昨年8月、一定所得者の介護保険利用料が2割に引き上げられたばかりであり、施設入所の低所得者に対する食費や居住費補助、いわゆる補足給付も昨年8月切り捨てが行われたばかりである。見直しから1年もたたないうちに再び見直して、際限のない負担増と給付減を強いるなど許されるものではない。厚労省は制度見直しの理由について制度の存続を掲げているが、これでは国民はサービスを取り上げられ、負担増だけを強いられることにならないか。安倍首相が掲げる介護離職ゼロを本気で実施するというのなら、際限のない負担増とサービス切り捨てをやめ、誰もが必要なサービスが受けられるように施設や担い手を増やし、利用者の負担軽減を図るなど命と生活を支える制度に見直すべきである。

このような中で、本市としてはどのように対応していく考えか。制度の改善を国に求めている活動はもとより、本市としても独自の取り組みを進めるべきではないかと考えるが答弁を求めます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組みとして平成12年から始まり、おおむね5年ごとの見直しを行うことが規定され、これまで3回の改正が行われてきました。

27年度の主な改正につきましては、特別養護老人ホームへ新規に入所する場合について要介護3以上の高齢者に限定され、要介護1と2の方で既に特別養護老人ホームに入所されている方は引き続き継続しての入所は可能でありますけれども、特例を除き新たに要介護1と2の方の入所は原則としてできなくなりましたことから、議員お話のとおり、いわゆる介護難民が増えることが想定されます。

このほかに、介護サービスを利用される方の自己負担は1割とされてきたものが一定以上の所得がある方は2割負担となったことや、一月当たりの自己負担額が一定額を超えた場合に支給される高額介護サービス費の上限額の引き上げや低所得者が施設を利用した場合の食費や居住費の負担軽減を図る補足給付の支給要件の見直しなどの措置がなされました。

更に、30年度からは、要介護1と2の軽度者の訪問介護のうち家事中心の生活援助サービス

の自己負担割合の引き上げや、つえや車椅子などの福祉用具の貸与サービス、住宅改修については全額自己負担になることのほか、更なる高額介護サービス費の上限額の引き上げなどの改正が国において検討されているところであります。

国は、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を見据え、介護保険の財源や医療保険の財源確保を図るため制度の改正を進めておりまして、このような改正は軽度者のサービス利用の低下を招き、結果として介護予防や重度化予防が阻害され介護状態の悪化につながるものが想定されますことから、市といたしましても市長会を通じ、高齢者の生活に支障が生じることのないような制度とするよう国に対して要請しているところです。

次に、制度の改正がなされた場合の影響を受ける対象者についてですが、現在、本市の要介護1の方は約300人、要介護2の方は約200人、合わせて約500の方がおり、そのうち生活援助サービスを利用されている方は約60人で、例えば要介護2の方が週3回、このサービスを利用した場合は、1割負担ではおおよそ月額3,300円で、2割負担になりますと6,600円となります。

福祉用具の貸与サービスを利用されている方は約60人で、例えばつえを貸与した場合、1割負担ではおおよそ月額100円ではありますが、全額自己負担となりますと1,000円となりまして、制度改正における生活援助サービスや福祉用具の貸与サービスへの自己負担の増加はサービス利用の抑制が懸念され、介護の重度化を防ぐといった介護保険制度の理念に相反するものと言わざるを得ません。こうしたことから、引き続き国に対し制度改正の見直しを要請してまいります。

最後に、国が今後の介護保険制度改正において利用者負担の増加とサービスの縮減を行った場合の市の取り組みについてです。

市といたしましては、高齢者が住みなれた地域で健康で生きがいを持ちながら自立した日常生活を営むために、医療や住まい、介護予防や日常生活への支援が確保される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。30年からの第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、既存の高齢者福祉サービスや生活援助や福祉用具貸与のほか、新たな地域支援事業における介護予防・生活支援サービス事業の再構築を図る中で高齢者が必要とするさまざまなサービスが提供できるよう検討し、更なる高齢化社会に対応できるよう新たな制度の組み立てに取り組んでまいります。

以上申し上げ答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 4番 村上緑一議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） それでは、第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

自治会運営への取り組みについて伺います。

今回、北海道社会貢献賞を受賞した花いっぱい運動を初め、福祉パトロール、地域のごみ拾い、交通安全、防犯、納税推進などさまざまな活動を行い、自治会は地域のコミュニティづく

りに貢献をしております。

自治会運営に当たっては、近年の少子高齢化が進み、高齢者への福祉パトロールを初め、地域助け合い活動が必要となってきたのが現状であります。地域によっては冬場の除雪がすぐにはできないなど、除雪サービスの需要と供給のバランスに対応できていないところも見受けられます。今後、高齢者の人口が増える中、地域助け合い活動をどのように進める考えかをお聞きます。

次に、自治会の中での自主防災についてですが、今年の大雨のときでありました。自治会によっては河川が危険水域に達する中、各自治会長さんを集め各地の災害情報を収集し、避難の把握、川の水門の確認、災害対策本部との打ち合わせを行い、また、その何日か後には今回の災害に対する行動の反省を行うなど、地域が自主的に集まる体制が自然にできたことは素晴らしいことだと思います。ぜひ多くの自治会に自主防災の取り組みを進めていただきたいと思います。これについての考えをお聞きます。

次に、地域担当職員制度について伺います。

現在、16地域、110人の地域担当職員が地域に直接出向き行政情報や地域課題の把握を行い、地域と行政とのパイプ役としての活動を行っていますが、この制度ができて7年目になります。今までの活動を見ますと、地域政策懇談会を初め地域要望連絡調整、高齢者世帯への訪問、空き家調査などを行っており、今までは市の担当部署が行っていた部分も多いと思いますが、この制度ができて、どのような利点がありましたか。また、地域によっては、もともと担当職員がいて地域と密接につながりを持ち情報の共有を行っていますが、中央地区の活動も同じように行われているのでしょうか、お聞きます。

次に、自治会再編に向けた取り組みについて伺います。

今までも時代とともに自治会の再編が行われ、自治会活動での地域コミュニティづくりが形成されてきました。士別市の人口減少が続いている中、高齢化率36%と高く地域づくりに影響を与えております。各自治会においても若者が少なく、役員の担い手不足など会員の減少により自治会の運営、会館の維持管理にも支障が出ているのが現状であります。地域においても学校の統廃合により地域のコミュニティがなくなる中、自治会活動の重要性が問われます。

昨年から自治会再編に向けた取り組みが行われ自治会活動補助金も変わりましたが、現在、68自治会の中には10人を切る自治会、また100人以上の自治会があり、地域によっては抱えている問題もさまざまであります。今後、自治会再編に当たり新たな助成も含めて考えていかなければなりません。自治会への助成と自治会再編についての考えを求め、以上を申し上げ答弁を求めます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えいたします。

最初に、自治会運営への取り組みについてです。

本市では、地域助け合い活動の一つとしての福祉パトロールを52自治会が取り組み、6自治

会でサロン活動を展開しています。こうした活動は、ひとり暮らしの高齢者が増加している中で安全・安心なまちづくりを進める上でも重要な活動と考えています。

市の除雪サービスについては、65歳以上の高齢者世帯や障害者世帯等で世帯収入が262万7,000円以下の除雪が困難な世帯を対象に実施しており、該当する全世帯に対し避難路の除雪を行っています。そのほか除雪サービスに該当しない世帯に対しては、地域支え合い活動の一つとして自治会がその部分を補っていただいている地域もございます。

今後の地域での助け合い活動を進めるに当たっては、市において現在協議体を設置し、地域での支え合い活動に興味を持っていただいている方々が集い定期的に地域での交流の場や居場所づくりのあり方についての協議を行っており、今後、構成員の拡大を図りながら地域の助け合い活動に発展するよう取り組みを進めます。

次に、自主防災組織についてです。

今年8月20日に発生した大雨災害時には、自主防災組織が各戸への呼びかけや巡回、市との連絡や情報交換、土のう積みなど、現場活動など災害対策に大きな役割を果たしました。これは、各自治会のふだんからの活動の成果であると考えています。

この自主防災の設立に向けては、市では自主防災組織のすすめを作成し組織の必要性や設立手順などを説明する中で、災害時における組織的な避難活動や助け合い活動により被害を最小限に抑えるための組織化を促進するとともに、自主防災組織を設立した自治会には組織化に係る助成金交付を行い、設立を支援しています。ただ、本市ではこれまで自然災害が少ない地域であったこともあり、自主防災組織については、現在のところ31自治会で15組織、組織率は45%にとどまっている状況にあります。

しかし、今回の災害で組織化の機運が高まり自主防災組織に関する問い合わせも寄せられているところであり、今後も自主防災組織の設立に向けた働きかけを強化し組織化を更に促進するとともに、設立後においては組織の支援、情報提供に努める一方、災害対策本部との連携強化を図る中で災害時に迅速な対応ができるよう体制づくりに努めてまいります。

次に、地域担当職員制度についてです。

地域担当職員制度は、市民と行政が情報を共有し相互の理解と連携を深めつつ課題の解決やまちづくりをともに進めることを目的に平成22年4月から開始し、現在、次長職以下の全管理職とみずから活動を希望した主査職や担当職を合わせ計110人が7年目の活動を担っています。

主な活動内容としては、村上議員のお話のほか、今年度から着手している次期総合計画の地区別計画の策定に向けて地域担当職員が主体的立場となって地区ごとのワークショップを運営し、それぞれの地区が目指す将来の目標などについて地域の人たちとともに議論を重ねることとしています。

このよう中で本制度の成果としては、地域担当職員が地域政策懇談会や高齢者実態調査などで地域に出向くことによって地域課題や市民ニーズを理解、把握するとともに、各種行政情報の提供を行う機会となっていることに加え、高齢者宅を訪問した際に伺った相談事を担当者

取り次ぐことにより、いち早く解決に結びつく場合もあるなど市民と行政との距離縮め、信頼関係の向上や地域に一層根ざした行政の推進につながっているものと考えています。

また、出張所がある地域では、これまでの経過から日常的に出張所職員が地域に密着した行政サービスを提供してきたことに加え、出張所勤務以外の職員も地域担当職員として活動することによって地域課題の把握や相談、要望、更には各種情報の提供などを行っているところであり、一方、中央市街地区や出張所のない地区においても、それぞれを担当する職員が出張所地区と同様の活動を展開しているところです。

次に、自治会再編に向けた取り組みについてです。

人口減少に伴い役員の担い手不足等により自治会運営が難しくなっている自治会が増加しており、各自治会において、その対策に苦慮している現状にあります。士別市自治会連合会では、26年から3カ年計画で自治会の再編による自治会の基礎体力づくりについて具体的な検討を進めており、4自治会の統合により自治会数が72から68となったところです。更に、本年3月に自治会活動補助金交付要綱を改正し統合奨励助成の拡充などを実施したところであり、一部地域においては継続して再編協議が行われている状況にあります。

将来にわたって自治会組織が自主的な運営を行っていくためには、再編は重要な対策の一つと考えます。未加入者への呼びかけや魅力ある自治会活動の推進、近隣自治会への統合の働きかけなど士別市自治会連合会が実施する各種取り組みについて今後も継続して支援するとともに、各地域の課題解決に努め自治会に対する各種助成について適時見直しを行い、地域コミュニティの活性化を進めてまいります。

以上申し上げ答弁いたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 次に、今年の異常気象について伺います。

近年の気候の変化が目まぐるしく変わり、20年に一度、50年に一度、今までに体験したことのない異常気象が頻繁に起こるなど市民の生活にも影響を与えております。本市の1年を振り返ってみますと、雪解けは平年並みになりましたが、6月に入ると雨が多く作物の定植がおくれ、7月から8月にかけての集中豪雨や連続台風があり、河川の氾濫を初め住宅の浸水、道路、河川などにも大きな被害をもたらしました。また、農業においても田畑の浸水により作物の収量が減るなどの影響が出ています。10月に入り雨の日が多く収穫作業がおくれる中、10月下旬には雪が降り、その雪が根雪になるなど農作物の大豆、ビートが雪の下となり、一部の圃場では収穫を諦めざるを得ない状況であります。

こうした集中豪雨、連続台風、大雪など私たちの身近に起こる気象は、地球の環境破壊によって起こる地球温暖化が原因の異常気象とされております。国際的にも地球温暖化防止を目的としたパリ協定に準ずる取り組みを目指し、日本においても二酸化炭素削減、フロン対策、植林など、さまざまな対策がとられておりますが、本市においても異常気象が頻繁に起こる中、環境保全活動を推進していかなければなりません。現在、環境基本計画を策定中ですが、この

地球温暖化対策、環境保全対策を施策にどのように取り入れる考えかを求めます。

次に、大雨による被害復旧について伺います。

7月から8月にかけての集中豪雨、台風により、公共施設、道路、橋梁施設などに大きな被害をもたらしました。補正予算により被害復旧を進めていますが、復旧の進行状況を求めます。

また、西士別と南士別を結ぶ西南連絡線が土砂崩れのため、まだ通行どめになっております。南士別回りで市街へ行けないなど市民の足に影響を与えております。近くに田畑もあると伺っていますが、春からの農作業に影響がないのか心配であります。早い復旧を望みますが、今後の復旧計画を求めます。

次に、除雪の対応について伺います。

士別市の道路の除雪は、大変管理が行き届いていて走りやすいと本市へ来ていただいた方々から耳にすることがあります。この市民の足となる道路の除雪をする地元企業の方々の除雪技量を初め、管理者の意識の高さ、流雪溝の除雪への市民の協力があつたからこそ冬場も幅の広い道路になり、交通安全を初め市民の安全な生活へつながっていると思います。

そこで、10月から降り続いた雪が根雪になり早い除雪対応を求められたと思いますが、早い時期には道路がそろばん状態、圧雪状態など見受けられましたが、今年の道路除雪の対応についてお聞きします。

また、市民の協力のもと流雪溝による除雪作業が行われていますが、11月上旬の除雪作業が進んでいない状況でありましたが、早い時期からの流雪溝の利用を進められないのか考えを求めます。

次に、農業被害対策について伺います。

第3回定例会のときにも大雨による農業被害の対応について質問させていただきましたが、今回の例年になく大雪により大豆、ビートが雪の下になり収穫困難な圃場もあります。大雨、大雪の異常気象により農家にとっては今までになく収入の減少につながり、厳しい営農が予想されます。市は農業対策の中で、J A北ひびき、共済組合、上川農業改良普及センターとの連携のもと農業被害が明らかになった段階で農業者への経営対策を考えるとお聞きしていますが、12月に入り早急な経営対策を進めていかなければなりません。経営対策に対して具体的な対策の考えを求めます。

また、中山間直接支払交付金による農地の被害箇所の復旧が行われていますが、今回は災害箇所の要望が多いとお聞きしていますが、予定どおり災害復旧が行われたのでしょうか。

以上申し上げ答弁を求めます。 (降壇)

○議長(丹 正臣君) 相山副市長。

○副市長(相山佳則君) (登壇) お答えいたします。

初めに私から異常気象について及び農業被害についての御質問に答弁を申し上げ、大雨による被害復旧について及び除雪の対応については建設水道部長から答弁申し上げます。

地球温暖化の問題は予想される影響の大きさや深刻さから見て最も重要な環境問題とされ、

その影響は気象変動を伴い世界中に広がっております。こうした中、平成27年にフランスのパリで開催されたCOP21において、温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定が採択されました。国においても本年5月に地球温暖化対策計画を策定し、平成42年度において25年度に対して26%減の温室効果ガスの削減目標を掲げ、各分野での取り組みが始められているところであります。

本市においては、23年4月に施行した士別市環境基本条例に基づき環境に関する総合的な施策の推進を図るため、本年度中での士別市環境基本計画の策定を目指しているところであります。この計画については、現在、士別市環境審議会で検討が進められており、あわせてパブリックコメントを実施しているところでありますが、こうした意見を集約し市の環境政策に反映させていく考えであります。

素案においては基本方針や市の現状と課題を踏まえ、今後の士別がどうあるべきかという将来像と目標、そのための具体的な施策、推進体制という構成で、天塩川や天塩岳を有して自然に恵まれた士別市のすばらしい環境を未来の世代に受け継いでいくことを目指す内容となっております。また、生活環境の保全、生物多様性の確保、自然環境の保全、潤いと安らぎのある環境の創造、調和のとれた景観の創造、循環型社会の形成、地球環境の保全の7つの基本目標について個別目標を設定していく中で施策を展開していくこととしております。

異常気象にも結びつく地球環境の保全については、ごみの減量化やごみの発生そのものを抑制することで温室効果ガスの発生を抑制するなど地球温暖化問題に対応した計画にしていきたいと考えており、計画策定後においては、地域、職場での学習活動、SNS等を活用した情報公開により情報の共有を行い、環境に対する共通理解を図るなどの取り組みを推進してまいります。

次に、農業被害対策についてです。

本年は10月20日に初雪が降り、時期としては平年並みの観測でありましたが、その後もこの時期としては記録的な降雪となり、平年より1カ月ほど早く積雪の初日が10月29日で確定し北海道史上最も早い根雪となったところであります。農作物の収穫作業で一番遅くなるのがビートと大豆であります。記録的な積雪により、ビートで56ヘクタール、大豆においては107ヘクタールが雪の下となり収穫作業に多大な影響が出ることとなりました。11月に入りビートについては除雪をしながら重機などを使い懸命な収穫作業を行った結果、製糖所の受け入れ期日までには、おおむね収穫を終えることができる見込みとなっております。また、大豆におきましては、この積雪状態では収穫機が圃場に入ることができないため、現状では全面積の107ヘクタールで収穫のめどは立っていない状況であります。

このような中、共済災害補償制度にあっては、加入している農業者に対して自然災害等による農作物の減収を補填するものであり、通常全相殺農家単位方式に加入している場合では農業者ごとの減収量がビート、大豆の場合ですと平年収穫量の1割を超えて減収した場合に共済金が支払われるものであります。今年のように農作物が圃場に残っている場合の取り扱い事例が

少ないため降雪に伴う被害が補償の対象となるのかどうか大変心配されましたが、さきの衆議院農林水産委員会の中で、農林水産大臣から今般の積雪による被害については補償の対象になるとの答弁があり、現在、農業共済組合では被害状況を的確に把握しつつ出荷数量の確認等の損害評価を迅速かつ適切に行い、共済金の早期支払いに向けて作業を進めている状況であります。

また、JA北ひびきでは、農業者の所得が減収することが見込まれる状況にあるため、豪雨や台風による水害、湿害に加え、雪害に対応する農業経営緊急支援資金の融資に対する利子補給を検討中であると伺っております。

市といたしましても、過去に3年続けての冷湿害等により被害を受けた農業者に利子助成を行い経営の維持安定を図った実績もありますことから、今年の異常気象による農業被害に対してJA北ひびきと連携した対応を講じてまいりたいと考えており、支援の内容が具体となった時点で議会に御相談させていただきます。

次に、中山間地域直接支払交付金による農地被害箇所への復旧についてであります。市内全体で対象件数が20件、事業費が約2,235万円となりました。主なもので申し上げますと、畦畔と農地のり面の整備で12件、約1,083万円、農道と排水路の復旧で8件、約1,152万円となっております。要望箇所はほぼ復旧することができ次年度の営農活動に大きな支障が出ない状況であるものと認識をしております。

以上申し上げ答弁いたします。 (降壇)

○議長 (丹 正臣君) 沼田建設水道部長。

○建設水道部長 (沼田浩光君) (登壇) 私から大雨による被害復旧について及び除雪の対応についてお答えします。

初めに、集中豪雨及び台風の影響により被災した道路、橋梁など公共施設の被害の概要と復旧状況について申し上げます。

道路のり面崩落など市内全域に及んだ被害は全体で211カ所となり、現在も調査中の市道西南連絡線を除いた復旧に要する費用は約1億3,500万円を見込んでいます。復旧工事は全体で58件となり、既に56件の発注を終えており、このうち44件の工事が完了しています。残る2件の河川関係工事については、冬期渇水期の施工に向けた準備を進めており、いずれも年度内の完成を予定しています。

しかしながら、最も被害が大きかった市道西南連絡線は、8月20日の大雨により約100メートルの区間で4カ所にわたり土砂崩れが発生し再度崩落する危険性が高いことから、被災区間については現在もなお通行どめとしています。被災後の現地調査では、その地盤は岩盤、粘土、土砂などが入りまじった複雑な地質構成であることに加えて平均斜度が50度を超える急傾斜のため、り面整形など通常の工法による復旧は極めて困難な状況と判断しています。現在、被災面積、被災深度、地質など詳細について来年2月までの予定で調査を進めており、全容が確定次第、専門機関とも協議を進めるなど適切な工法により復旧を図ることとしています。

このような経過から、11月18日には西士別、南士別、学田地区の自治会及び隣接する土地所有者を対象とした説明会を二度開催し、被災状況と今後の見通しのほか、幸いにも耕作地への出入りには支障がないことを説明し御理解を得たところです。出席された17人の関係者からは、できる限り早期復旧を望む声が多く寄せられたところです。

市道西南連絡線は、国道239号、西士別地区と道道剣淵原野士別線、南士別地区を結ぶ延長約1.6キロメートルの路線であり、その利用実態は、地域生活道路としての利用はもとより農畜産物輸送のための産業道路、加えて日本陸連を初めとする陸上合宿のトレーニングコースなど広く利用されている路線であるため早期復旧を図るよう鋭意努めてまいります。

次に、除雪の対応についてです。

本市の除雪体制は毎年11月第1週には準備を終えることとしており、本年度は11月1日に除排雪業務委託契約を締結し業務に当たっています。村上議員からは、初雪からの道路状況について御指摘がございました。例年、雪の降り始め以降、路面が凍結状態となるまでの期間については、除雪作業によるマンホールなど道路工作物の破損が懸念されるため路面から一定の高さを保った状態で作業を実施することとしています。このため一時的には圧雪状態となる場合もありますが、その後の気象状況により路面の整正に努めています。

最後に、早い時期からの流雪溝の利用についてであります。

本市流雪溝は、天塩川河川水を水源とする流雪溝用水利権を取得し運営しています。水利権の許可基準は、平均的な降雪時期、年間降雪量、施設の規模などに対応する必要最小限の水量と利用期間について厳正な審査のもとに認められており、その主な内容は1日当たり最大取水量4万608立方メートル、通水期間は毎年11月20日から翌年3月31日までと定められています。このため通水期間などの変更については極めて厳しいものと判断しています。

本年の利用開始は通水後の最終点検を経て11月25日としましたが、それまでの降雪と雨の影響により投雪口周辺は既に凍上した相当量の雪が堆積されている状況でした。このため利用地域で構成する流雪溝管理運営協議会と道路管理者との協議により、利用開始日直前には簡易的な排雪作業を実施するなど利用者の負担軽減を図った次第です。

村上議員お話のとおり、市民の投雪協力により雪山が解消した道路は、十分な幅員と良好な視界の確保など極めて安全性の高い道路環境となっています。昨年度からは投雪時間の延長を初め、市民ボランティアによる一斉投雪の実施など利用者の利便性の向上と未投雪箇所を解消するための取り組みを進めてまいりました。今後においても流雪溝施設の利用促進を図るとともに、きめ細やかな除排雪作業を実施することで冬期間の安全・安心な道路環境の確保に努めてまいります。

以上申し上げ答弁いたします。 (降壇)

○議長 (丹 正臣君) 村上議員。

○4番 (村上緑一君) 先ほども西南連絡線の、本当に地元も早い復旧を望んでおります。ぜひ本当になるべく早い復旧を今後とも心がけていただきたいと思います。また、今回JAとのいろ

いろな経営対策に対しても、市とJAとのできる範囲の中で、特段今年は災害が多い年ですから、頑張ってください経営対策を進めていただきたいと思います。

また、その中で今後ともやはりこういう災害の来年もない年にあればいいんですけども、今後とも早い対応をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

(登壇) 次に、旧教員住宅の利用と現状について伺います。

人口減少により本市においても少子化が進む中にあり、小学校、中学校の統廃合により学校の閉校が相次いでありました。閉校と同時に教員住宅が市の普通財産となり旧教員住宅として扱われていますが、実際のところ余り利用されていないのが現状ではないでしょうか。現在の旧教員住宅の利用状況をお知らせください。

利用されなくなった住宅は、冬になると雪害などにより屋根の軒が折れるなど住宅としての価値がなくなります。今後も学校の統廃合が進む中にあり旧教員住宅の空き家も多くなることから、いま一度利用のあり方を考えるべきではないでしょうか。早い段階での地域への周知を初め、市街地区以外の地域では家賃を低く抑え入居を促すことも考えてはいかがでしょうか。

まだまだ住める教員住宅がある中で、人がいなくなると住宅は空き家になり、その次は廃墟になります。旧教員住宅の利用についての考えを求めます。

次に、外国人技能実習生の住宅としての利用についてであります。

この外国人技能実習制度は、発展途上国の国際貢献を目的に平成5年に創設され、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、先進国の進んだ技能、技術、知識を習得していただき、その技能を国へ帰って生かしてもらう制度であります。実習期間は最長3年間、国内で約15万人の実習生が働いております。本市においても、約30名の中国、ベトナム、フィリピンの実習生が農業、中小企業で働いております。現在、一部の外国人実習生が教員住宅を利用されておりますが、今後、外国人実習生が増える傾向にあります。

人口減少とともに少子高齢化が進む中にあり、農業、企業、介護の働き手が必要とされていることも事実であります。今後、外国人実習生を受け入れやすくするためにも実習生住宅として受け入れ農家、受け入れ企業へPRし入居を促すことも考えてはどうでしょうか。旧教員住宅の利用について考えを述べ、答弁を求めます。(降壇)

○議長(丹 正臣君) 中峰総務部長。

○総務部長(中峰寿彰君) (登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

統廃合などにより閉校となった小・中学校の教職員住宅のうち、比較的新しく今後も利用が見込まれる建物を除いては、その用途を廃止し所管部署を移す中で普通財産の一つとして管理しています。このような旧教員住宅は現在35戸あり、このうち活用可能な住宅12戸については利用希望者に貸し付けしているほか、移住促進を目的とした体験住宅としても活用しているところ です。

普通財産は公の目的に供される行政財産とは異なり、その経済価値を発揮することが求められますが、教職員住宅としての活用の見込みがなく現在総務部の所管へと移した多くの旧教員

住宅は老朽化が進んでおり、貸し付けするためには多額の修繕費を要する場合も少なくありません。公益目的の活用を除き、収益を得られないような改修や算定基準に基づく家賃を減額して貸し付けすることは望ましくないことから、今後の利活用が見込めない建物については安全面や地域の景観なども踏まえて計画的な解体を進めています。

更に、解体後の公有地のうち行政財産としての活用が困難なものについては順次売り払いを行うなど、公有財産の経済的効用の発揮にも意を配しているところです。

次に、外国人技能実習生の住宅としての利用についてです。

本市には、現在、農業関係や民間企業での研修を含め中国やベトナムなどから多くの外国人技能実習生が訪れていますが、農業協同組合が窓口になっている場合とあっせん業者によって直接農業者や企業に紹介されている場合があります、ほとんどの実習生は各農業者や企業が用意した自己所有の住宅、または借り受けた住宅に居住し、そこから実習先に通っています。

実習生のうち3名の方は旧教員住宅を利用していますが、現時点では受け入れのための住宅が全体として不足しているという状況にはないものと認識しています。しかしながら、今後の労働力確保に向けて外国人実習生受け入れのニーズがこれまで以上に高まることも想定されることから、関係機関や企業などとも情報を共有しながら住居対応を含めた受け入れ態勢について検討を進めていくことが必要と考えているところです。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 確かに多額のリフォームなどをしないと入れない住宅がたくさんあります。ただ、これはほかにもあると思いますけれども、例えば温根別中学校が閉校になって、そしてその後、今、中学校の先生方が入っていた4戸の2階建ての新しい住宅があります。ああいう住宅や何かも、閉校になって1年9カ月ですか、そのぐらいたちますけれども、いまだに利用がないということもありますけれども、ああいう利用も含めた形で、ああいうところはもう修繕も何もかからないと思うんですよね。やはりそういう利用も促す中で、今後、実習生の受け入れ態勢も必要と思いますものでね。そういう観点で、どこの担当かわかりませんが、教育委員会なのか。

そういう面もちょっと含めてお聞きしたいんですけれども、今後の利用のあり方、また、今後、本当は先生なんか入っていただきたいんですけれども、通勤圏内ですから、なかなかそれもないということなんですけれども、地元に住んでいただきたいということもあるんですよね。それも含めて、利用をいろいろな形からアイデアを含めて、本当にあそこは新しい住宅なんですよね。あのままにしておけば本当にもったいないというか、そういう形の住宅がたくさん各地にもあると思うんですよ。ちょっとそういう住宅の利用についての考え方をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君） 村上議員の再質問にお答えいたします。

温根別地区の教員住宅につきましては、平成26年度をもって閉校した温根別中学校ではその時点で4戸を保有しており、27年度からは、その全てを温根別小学校の保有とし、現在は1戸が利用されております。

温根別地区においては、もともとの小学校保有分を含め8戸を教職員住宅として保有しておりますが、現時点では管理職以外の教職員は全員が温根別地区以外からの通勤のため6戸があいておりますが、人事異動により入居希望者があらわれた場合に対応するため平成4年度建築で比較的新しい議員お話の4戸は教職員用の住宅として確保し、残りの2戸につきましては一般管理に所管がえを予定しております。

次に、24年度をもって閉校した武徳、下士別、中多寄の3小学校につきましては、閉校時点で3地区合わせて12戸を保有しており、このうち7戸を一般管理へ所管がえし、5戸を継続して教職員住宅として確保しております。このうち現在1戸の利用がありますが、比較的市街地に近い地域にあるため、温根別と同様、当面は教職員住宅として継続するところでございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 中峰部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 私のほうから、今、教育委員会で答弁申し上げた部分とあわせまして再質問にお答えしたいと思います。

温根別の中学校で活用されていた教職員住宅については、今答弁で申し上げたとおりであります。そういった中で教職員の異動を想定する部分以外のところの活用ということの今話がありました。各地区に同様の形もありますし、後段の村上議員の御質問にありましたように、今後さまざまなニーズも起こり得るのではないかとこのように思っています。

ただ、教職員住宅等々もそうですけれども、この中央市街地に特に多いんですが、民間の住宅、賃貸住宅もございます。一方で出張所地区などについては、これは朝日を含めてですけれども民間の賃貸がない、もしくは限りなく少ないということもありますので、そういう中においては、例えば農業を含め、あるいはほかのなかなか労働力が確保できない部分への労働力の確保のために活用する、そういうことも含めて、その民間との競合といいますか、そういったところに圧迫をしない、一方で家賃設定についても一定の基準というのがありますので、教職員に貸与している家賃とは調整が必要な部分も出てくると思いますが、トータルでそういったことも含めて今後できるだけ活用できるものはしていくべきでしょうし、一方で老朽化しているものについては公共施設マネジメントにも今後入れていきますが、やはり景観や安全性やいろいろな問題も含めて、解体も必要な場合はしていかなきゃならないと思っておりますので、その地域の状況、今後の見通し、あるいはトータルでの建物の状況なんかを見ながら総合的に考えていくようにしたいと思います。

以上です。

○議長（丹 正臣君） まだ一般質問が続いておりますけれども、午後3時10分まで休憩をいたします。

(午後 2時53分休憩)

(午後 3時10分再開)

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番 井上久嗣議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 通告に従いまして一般質問を行います。

本市は、市長のマニフェストでもある健康長寿日本一を目指すまちづくりを最重点施策の1つとして強力に推進しています。本市は以前より生活習慣病の一次及び二次予防に取り組んできましたが、平成26年4月には健康長寿推進室が設けられ、超高齢化社会が進む中、健康で自立して暮らすことができる健康寿命の延伸を目指し現在さまざまな取り組みが精力的に展開されています。本年10月には健康長寿の拠点施設となるいきいき健康センターもオープンし、その利活用と効果を大きく期待するところです。

さて、平成27年3月、士別市健康長寿推進計画「健康しべつ21」が策定されました。この計画は士別市総合計画を上位計画に市民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするためにつくられた行動計画となっています。また、この計画は医療保険者として策定する高齢者の医療確保に関する法律に規定される第2期特定健康診査等実施計画と一体的に策定されたものです。具体的には、各種健診、予防接種、乳幼児健診等のデータを経年的に管理する健康管理システムを活用しながら、健診の受診勧奨や予防活動、サフォーキジム、サフォーキ元気クラブなどの健康づくり事業の実施、健診結果に基づいた生活習慣の見直しや改善に向けた支援など、さまざまな行政としての取り組みが計画されています。

そこでお尋ねいたしますが、士別市健康長寿推進計画「健康しべつ21」が策定され1年半余りが過ぎましたが、本計画の進捗状況をどのように分析、評価されているかお答えください。

さて、自治体が健康づくりの推進を進める上で、その根幹的な考え方、規範を条文化する市町村が増えています。その名称は健康づくり推進条例や健康づくり条例などの名称で制定されています。条例の中身は、一般的に、1つ目に目的、基本理念、市の責務、市民の役割などが書かれた総則、2つ目に健康づくりの推進に関する施策や計画を定義し、3つ目には推進体制などを明記し、これらが条例の骨子となっています。本市に限らず健康寿命の延伸はまちづくりの最重点施策の一つであり、各種計画策定や施策の実施において上位規範として、根幹的な考え方として健康づくり推進条例などを制定する市町村が増えているゆえんです。

そこで御提案をいたしますが、平成30年度より始まる次期総合計画の策定にあわせて健康づくりを推進する条例を制定し、本市の健康長寿日本一を目指すまちづくりの根幹的な考え方を条文化し次期総合計画と連動するべきと考えますがいかがでしょうか。考え方をお聞かせください。

次に、関連する質問を1ついたします。本市は健康スポーツ都市宣言をしており、健康づくりのためにもスポーツ振興を推進しています。さて、仕事後スポーツをされている現役世代の方々からお聞きいたしましたが、総合体育館の開館時間の延長を希望されています。現在は午後9時までの開館となっておりますが、本市においては仕事が終わって自宅に戻るのが午後7時を過ぎる人も少なくなく、支度や移動の時間などを考慮すると時間が足りないとお話をいただいております。

調べてみますと、道内の市で午後9時30分まで開館をしている公共の体育館を有するのが網走市、北広島市、石狩市などで、午後10時まで開館をしている体育館を有する市は旭川市東地区体育センター、伊達市総合体育館などがありますが、多くは道東の町村に集中しており、本別町、芽室町、釧路町、別海町、小清水町、津別町、湧別町、池田町、音更町、旧阿寒町、鹿追町、白糠町などが午後10時まで開館する公共体育館の運営を行っています。

健康長寿日本一を目指すまちづくりを進める本市としても道北地域として一歩先を行く開館時間の延長を御検討いただくことをお願いしまして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から健康づくりを推進するための条例制定について答弁申し上げ、士別市健康長寿推進計画の進捗状況の分析、評価については保健福祉部長から、総合体育館の利用時間の延長については教育委員会から答弁申し上げます。

全ての市民が生涯にわたって健康で明るく元気に生きがいを持って生活していくためには、何よりも健康であることが重要です。しかしながら、市民の健康を取り巻く環境は、少子高齢化や生活習慣の変化により、がん、心疾患、糖尿病などの生活習慣病などが原因で介護を必要とする方が増えている状況であることから、健康寿命を延ばしていくことが重要な課題であると考えています。

私は市長2期目のマニフェストにおいて健康長寿日本一のスローガンを掲げ、保健、介護、福祉を横断的、一体的に推進するため健康長寿推進室を設置し、サフォークジムなどの介護予防事業や福祉パトロールなどの地域支え合い事業、健康管理システムを活用した地区担当保健師活動など各種事業に取り組んでいます。

更に、今年10月には健康長寿日本一を目指す拠点施設としていきいき健康センターを開設し、老人クラブの交流を初め、サフォークジムやサフォーク元気クラブ、いきいきデイサービスなどの介護予防事業のほか、市民が主体となったふまねっとサロンなどの健康づくり活動を展開し、子供から高齢者まで幅広い年齢層の市民が集い、触れ合い、交流でき、そして何より高齢者の生きがいの場となることを念頭に、より多くの魅力ある事業展開に向け取り組んでいるところです。

また、昨年3月には市民の健康長寿延伸に向けた具体的な取り組みの指針として、士別市健康長寿推進計画「健康しべつ21」を策定いたしました。この計画は、妊娠、出産期から高齢期

に至るまでのライフステージに応じた健康増進のための事業や生活習慣病の発症と重症化予防に関する市民と行政の取り組みについて具体的に盛り込んでおり、これに基づき地区担当保健師が中心となり保健推進員や食生活改善推進員の方々と連携しながら地域に密着した保健活動を行っているところです。

そこで、健康づくりを推進するための条例の制定についてですが、市民の健康づくりには市民一人一人が自分の体の状態を理解し、みずからの健康はみずから守るという意識を高めていくことが肝要であります。市民の健康づくりを更に推進するためには地域全体で取り組んでいく環境整備が必要であると考えます。

このようなことから、健康長寿日本一のスローガンは、行政のみならず、市民一人一人が同じ意識を持って地域全体で健康づくりに取り組んでいただきたいという思いから掲げたものであり、条例制定は、まさに健康づくりのあり方を規定する基本理念やそれを実現するための市民の取り組み、更には市民の健康を守るための市の責務など健康づくりのための基本的な取り組み事項を明らかにするものであることから、健康長寿日本一を目指す上での環境整備として極めて意義深いことと存じます。したがって、今後、士別市ならではの条例のあり方について市民や各関係団体と協議する中、検討を進めてまいります。

以上を申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から士別市健康長寿推進計画「健康しべつ21」の進捗状況の分析、評価についてお答えいたします。

計画では、課題別の実態と対策として、がん、循環器疾患、糖尿病、歯と口腔の健康、栄養と食生活、身体活動と運動、飲酒や喫煙、こころの健康などの9項目の課題を掲げ、その対策について市民の取り組みや行政の取り組みについて定めています。そこで課題別の状況について順次申し上げます。

まず、がんについてであります。がんの予防にはがん検診の受診が何より大切ですが、健康管理システム導入後は各がん検診の対象者や前年度未受診者を効果的に抽出し、特に好発年齢である50代の方に積極的な受診勧奨を行っています。精密検査が必要となった方には地区担当保健師による個別訪問により、全てのがん検診の精密検査受診率は全国や全道と比較しても高い率となったところであり、今後がん検診に関する総合的な受診率向上に努めてまいります。

次に、心臓病や脳血管疾患を含む循環器疾患についてであります。予防には生活習慣の改善が最も重要であり、まずは健康診断を受けていただき、健診結果に応じ保健師や管理栄養士が個別面談を実施し生活改善や病院受診を促し、26年度受診者のうち、血圧の数値については約半数の方が、またコレステロールの数値については約45%の方が27年度に改善するなど個別指導の成果があったものと判断しており、今後も引き続き支援を行ってまいります。

次に、糖尿病についてであります。糖尿病の指標として、血糖値があり栄養管理や運動に

より良好なコントロール状態を維持することが重症化予防につながることから、保健師と管理栄養士による個別指導を行っています。特に栄養指導を行ったことにより27年度は前年度より血糖値の改善が見られているところです。今後、更に糖尿病治療中の方に対する指導を強化し、糖尿病の重症化予防にも努めてまいります。

次に、歯と口腔の健康につきましては、マタニティスクール及び乳幼児健診において歯科検診や歯科指導及び歯の大切さや歯周病予防についての講話を実施し、統計をとっている3歳児の虫歯のない割合については27年度は89.1%と計画策定時の82.4%を上回っており、国の目標値も超えていることから、引き続きこれまでの取り組みを継続してまいります。

次に、栄養と食生活についてであります。食生活に関しましては、第2次食育推進計画との整合性を図り、食生活改善推進員の皆様の御協力を得ながら調理実習や食育セミナーなど世代に応じた栄養改善事業に取り組んでいます。

また、運動の推進につきましては、健康ウォークやサフォークジムなど運動に親しむ機会を創出するほか、今年度からは30歳以上で生活習慣改善の必要な方に理学療法士、作業療法士が個別の運動プログラムを作成し、日常生活の中で取り組んでいただく事業を展開しています。

そのほか飲酒や喫煙及びこころの健康については、マタニティスクールや乳幼児健康診査での指導のほか、個別相談や自治会単位及び事業所での健康学習の中で健康への影響や知識の普及に努めているところです。

以上、各項目別の取り組みはおおむね順調に推移しているものと判断しておりますけれども、今後も本計画に基づき、妊娠出産期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた健康増進のための事業や生活習慣病の発症と重症化予防に関する取り組みを地区担当保健師や管理栄養士を中心に鋭意進めてまいります。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） 私から体力増進に向けた総合体育館の利用時間の延長についてお答えいたします。

総合体育館は多くの市民やスポーツ団体、また各種スポーツ大会の会場として利用され、市民の健康づくりの拠点になっております。近年の利用状況については、各種スポーツの練習や体力、健康づくりとしての利用は平成24年度は3万8,000人台の利用者数でありましたが、25年度から27年度は4万人を超える利用者数となっており、スポーツへの意識の高揚がうかがえるところです。

また、27年度における種目別の利用状況としましては、最も多いものはトレーニングとしての利用が1万2,466人、次に卓球で8,042人、続いてミニバレーで4,172人となっており、バドミントン、ウエイトリフティングと続いている状況であります。

また、利用者の年齢層としましては、卓球、ミニバレー、バドミントンは主婦や高齢者の方々の利用が多く、ウエイトリフティングを初めとするサッカー、レスリングなどの種目につ

いては小・中学生、高校生の利用が大半を占めている状況です。井上議員お話の現役社会人層の利用としては、トレーニングを目的とした利用者としてスポーツ団体に所属する選手がおります。

そこで総合体育館の利用時間延長を行うことになると、人件費や光熱水費など維持管理コストの増加、更には総合体育館に限らず、ほかのスポーツ施設の利用時間にも影響することでもありますので、現役社会人世代の健康管理については非常に重要な課題であると認識しておりますが、まずは利用調整により使用されている各スポーツ団体へ時間延長に対しての声を聞いてまいりたいと考えております。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 再質問をさせていただきたいと思います。

健康を推進する条例で、市長から検討していただけるということで御答弁いただきました。非常にありがたいんですが、士別市の最高規範としてまちづくりの条例がありますが、それはそれといたしましても、それぞれ重要なものに対しては、今後つくられる環境に関する基本条例、そして子供に関する部分につきましては子どもの権利に関する条例等々ございますけれども、本市の場合は、もう今まさに健康長寿日本一を目指すということで、大きな基本的な考え方となっているということですので、当然、大きな柱の一つが次期総合計画に反映されてくるものだと思いますので、ちょうど次期総合計画をつくった後に、この健康にかかわる推進条例をつくっても正直言って余り意味がないんで、時間は限られていますけれども、次期総合計画ができるときに、あわせて同時進行的に健康にかかわる条例をつくるのであればつくっていて、その条例の精神と総合計画をきちっと連動した形ということにしないと余り意味がないと思いますが、その辺に関していかがでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 井上議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどの御提言をいただいたのは、健康長寿日本一を進めている士別であるから規範となる条例を制定して健康長寿、しっかり延命をすべきだという、こういった御提言を賜りました。

それで次期総合計画とマッチングさせてはいいのではないかとのお話なんですありますが、実は私は、子育て日本一、もう一方では健康長寿日本一ということで、それぞれ目標を掲げながら全ての市民がそこに向かって努力をしていくということ取り組んでいるところでありますが、子育てについては日本一に関する条例というのは正直申し上げてございません。

これは子どもの権利に関する条例ということで、これを制定したわけではありますが、この制定に至りましても、子供たちの御意見とか、数多くの取り組みの中で少し時間をかけながら、それがしっかりと根づくような形の中で作りまして、進めてまいりました。それで次期総合計画との関連でいくとするならば、もう既に今から議論を進めなければ到底間に合わないというふうに思うわけではありますが、次期総合計画については30年にもうスタートするというところで、来年の9月段階で取りまとめをしながら12月には議会に条例案をある程度示していくと、

こういうことであります。

ですから、本来間に合えばいいんでありますが、しっかりとした議論をしながらしっかりつくり上げる条例でありますから、それぞれの団体、健康管理は自己責任と言われますけれども、自己管理も含めながら、あらゆる目標を持って進めていきたいと考えていますので、今の段階で平成30年度のスタートの時期からそれを条例化、条文化して実行できるということはちょっと申し上げられませんが、とにかく具体的に将来目標に向かって進めていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 再質問じゃありませんけれども、ぜひ御努力いただきたいということと、先ほど体育館の延長の問題ありましたけれども、各団体等の意見を聞いていただけるということですので、公共施設マネジメント計画がこれから進みまして、物理的に人口の減少にあわせて公共施設の面積を減らしていくということだけでなく、場合によっては、その残された集約された公共施設は今以上に使いやすいサービスも一方では検討していかないと、機械的にただ行政管理面積を減らしていくということだけが公共施設マネジメント計画では非常に寂しいですから、ぜひそういった意見も聞き入れながら進めていただければと思います。

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 次に、本庁舎整備とICT推進に関する質問をさせていただきます。

本年6月の第2回定例会も含め現在まで関連の質問をさせていただいていますが、いよいよ本庁舎整備の基本設計の策定が目前に迫りましたので、この時期に改めてお聞きいたしますが、過去の答弁をまとめると次のようになります。

ペーパーレス化に向けた電子決裁や公文書管理システムを初め、タブレット等を用いた電子会議など庁内のWi-Fi環境の構築についても先進自治体の取り組みを参考に調査、研究を進めたい。庁舎内に設置してあるICT機器類や外部との通信回線の状況について洗い出し調査を行い、紙媒体の台帳や図面類の中で電子化が可能なものについての調査を進める。

台帳類の電子化はもとより、情報連携によって業務の効率化が期待できるものについては庁舎の改築に先行して実施することを検討する。庁舎改築前までに順次更新期を迎える業務システムに関しては、外部のデータセンターを活用したクラウド化を検討する。

庁舎整備にあわせたICTによるペーパーレス化に向けては、台帳等の電子化のほか、複数の課に及んで決裁を要する財務伝票や内部文書は現在使用しているグループウェアと連携した電子決裁基盤を構築することにより業務効率の向上を目指して検討するべき課題と捉える。

電子会議の仕組みも検討が必要だが、セキュリティーの確保など課題もあり、十分な調査、検討が必要と考える。

以上のような御答弁をいただきましたが、これらは現時点でそれぞれどのように検討をされてきたのでしょうか、お答えいただきたいと思います。ICTの今後の取り組みと方向性

は、間近に迫る本庁舎の基本設計の策定とその後の実施計画にも少なからずかかわりますので、再び聞かせいただいたところです。

さて、行政、議会のICT化を進める自治体が増加していますが、11月に行われた総務産業常任委員会の道外行政視察の中で、11月18日、先行されている神奈川県寒川町で行政、議会のICTペーパーレス導入についてと題した所管事務調査を行いました。この調査には庁内組織である新庁舎準備室の市職員3名も御同席され、行政の立場で御参加をいただきました。

寒川町では平成26年度より、タブレット端末を議会側25台、行政側23台、合わせて48台を導入しての議会運営を進めています。これらの導入のメリットとしては、議会側としては、年間約10万枚の膨大な資料をペーパーレス化し、紙資源の節約はもとより、場所を選ばないタブレット環境の中で資料検索の容易性の飛躍的向上や連絡ツールなどとしても活用がなされています。行政側のメリットとしても、資料の作成の時間やコストが削減できる上に、カラーによる図表や写真などを効果的に活用できる上、議案、資料の訂正や差しかえが瞬時に可能であり、郵送費などもほぼ不要となり、資料等の保存場所や廃棄処理コスト削減も大きく図られます。

寒川町の視察を終え、総務産業常任委員の中では士別市においてもぜひ導入するべきとの多くの声がありました。私も実際に視察、調査をしてみて、その有益性の高さを改めて理解したところです。

本市においては、今年度、士別市環境審議会が設置され、今後、士別市環境基本計画も作成されます。膨大な紙資料の節約につながるICT化の推進を行政、議会とともに進めるべきと考えます。現在、議会全体でのタブレット環境などの導入への意思決定はまだされていませんが、今後導入を目指すこととなれば本庁舎整備においても必要な対応をしっかりと反映していただきたく思う所存ですが考え方をお聞かせください。

議会側のICT化における導入システムの方法によっては本庁舎の改築に先行して一部を実施することも可能かもしれませんので、あわせて柔軟な対応をお願いして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、ICT活用に向けた調査、検討状況についてのお尋ねがありました。

現在、本庁舎内に設置している情報端末を初め、プリンターやサーバー類の使用用途のほか、外部接続している通信回線の調査を行っているところであり、一般電話やファクス回線を初め、朝日総合支所や各出張所、各保育所のほか、国保連合会との間の回線など数多くの回線を使用していることからNTT東日本の協力も得て調査を進めています。

また、外部のデータセンターを利用するシステムのクラウド化に向けては、現在使用しているサーバー類の耐用年数や更新時期なども考慮の上、メーカーに対して可能性の確認や協議を進めてきています。

こうした中で庁舎移転以前に更新期を迎える確定申告支援システムと財務会計システムにつ

いては直ちにクラウド化が可能なことから、次年度以降、順次変更していく考えです。このほか戸籍や介護保険、福祉システムについてもクラウド化を視野に検討を進めているところです。

次に、ICTの活用などによるペーパーレス化の取り組み状況についてです。

一定のルールに従い書類を分類、整理し、保管から保存、廃棄するまでの新たな文書管理の仕組みであるファイリング方式を含め、書類の保管、保存スペースの節減は執務室や市民スペースの確保と配置にも関係するところであり、庁舎の設計に当たっては重要な要素です。これまでの検討から現時点で電子化が可能なものとしては、固定資産税課税の基礎として土地所有者や地籍などの経過を記載している土地台帳が候補に挙がっており、庁舎移転以前での電子化に向けて検討を進めていく考えです。

また、グループウェアと連携した電子決裁については、既に導入している自治体の状況の調査を行っていますが、会計伝票に関しては、実際の請求書との最終確認が必要なことから電子決裁後にプリントアウトしているなど現実的にはペーパーレス化につながっていない場合もあり、引き続き調査が必要と考えています。

次に、議会におけるタブレットの活用については、井上議員のお話のとおり、神奈川県寒川町での調査に職員を同席させていただいたところであり、その有用性についての報告も受けているところです。

他の自治体では専用のWi-Fi環境によりシステムを構築している例もありますが、寒川町では庁舎内に一切の設備を構築せず、携帯電話事業者の電波とタブレット端末を利用し、データの保管についてはクラウドサービスによる方法を採用しているとのことでした。この方式の場合、大規模なシステム構築の必要がないところであり行政側としてもお話のようなメリットがあると考えられることから、議案などの印刷経費の削減と新たな費用の発生も考慮の上、議会との連携、調整のもとに検討、取り組みを進めてまいりたいと考えています。

なお、庁内の会議や各種委員会等で使用する資料の印刷削減に向けては、会議室専用のWi-Fiを使いノートパソコンやタブレット、大型モニターを活用する会議の仕組みについても調査を進めていますが、総事業費を厳守しなければならない中で導入時のインシャルコストと将来的なランニングコストを含めて引き続き検討を進めてまいります。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時より会議を開きますので御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 3時45分散会）